

令和4年

上砂川町議会会議録

第1回 臨時会
第2回 臨時会
第1回 定例会
予算特別委員会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

令和4年第1回臨時会

(1月21日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
新年の挨拶	4
町長行政報告	6
報告第 1号 専決処分報告について「令和3年度上砂川町一般会計補正予算(第8号)」 (承認)	7
議案第 1号 令和3年度上砂川町一般会計補正予算(第9号)(原案可決)	9
閉会の宣告	14

令和4年第2回臨時会

(2月10日)

議事日程	17
会議録署名議員	17
開会の宣告	18
開議の宣告	18
会議録署名議員指名について	18
会期決定について	18
議案第 2号 令和3年度上砂川町一般会計補正予算(第10号)(原案可決)	18
閉会の宣告	21

令和4年第1回定例会

第 1号(3月9日)

議事日程	23
------	----

会議録署名議員	24
開会の宣告	25
開議の宣告	25
会議録署名議員指名について	25
会期決定について	25
諸般の報告	25
小澤一文の空知中部広域連合議会第1回定例会結果報告	25
笹木笑子の第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	26
笹木笑子の第1回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告	26
副議長の第1回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告	26
議長の石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果報告	27
議長の第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告	27
例月出納検査結果報告（12・1・2月分）	27
町長行政報告	28
教育長教育行政報告	28
同意第1号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて（同意）	29
議案第3号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	30
議案第4号 上砂川町公告式条例の一部を改正する条例制定について	31
議案第5号 公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例制定について	32
議案第6号 上砂川町商店街近代化特別融資利子等補給に関する条例を廃止する条例制定について	33
議案第7号 公の施設に係る指定管理者の指定について	34
議案第8号 令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第11号）	35
議案第9号 令和3年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	40
議案第10号 令和3年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	41
議案第11号 令和3年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）	42
議案第12号 令和3年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）	43
散会の宣告	46

第2号（3月10日）

議事日程	49
会議録署名議員	49
開議の宣告	50
会議録署名議員指名について	50
議案第3号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	50
議案第4号 上砂川町公告式条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	50
議案第5号 公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	50

議案第 6 号	上砂川町商店街近代化特別融資利子等補給に関する条例を廃止する条例制定について（原案可決）	5 0
議案第 7 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（原案可決）	5 0
議案第 8 号	令和 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 号）（原案可決）	5 0
議案第 9 号	令和 3 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）（原案可決）	5 0
議案第 10 号	令和 3 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（原案可決）	5 0
議案第 11 号	令和 3 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（原案可決）	5 0
議案第 12 号	令和 3 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 1 号）（原案可決）	5 0
議案第 13 号	令和 4 年度上砂川町一般会計予算	5 4
議案第 14 号	令和 4 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	5 4
議案第 15 号	令和 4 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算	5 4
議案第 16 号	令和 4 年度上砂川町下水道事業特別会計予算	5 4
議案第 17 号	令和 4 年度上砂川町水道事業会計予算	5 4
	予算特別委員会設置及び付託について	6 3
	休会について	6 4
	散会の宣告	6 4

第 3 号（3 月 1 6 日）

議事日程	6 7
会議録署名議員	6 7
開議の宣告	6 8
会議録署名議員指名について	6 8
一般質問	6 8
石 田 浩 二	6 8
福祉課保健予防担当参事 林 孔 美	6 8
小 澤 一 文	6 9
企画課長 鷺 尾 仁 志	7 0
笹 木 笑 子	7 1
教育次長 米 田 淳 一	7 2
藏 根 高 史	7 3
住民課長 白 土 ゆかり	7 4
予算特別委員会委員長報告	7 5
議案第 13 号 令和 4 年度上砂川町一般会計予算（原案可決）	7 5
議案第 14 号 令和 4 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（原案可決）	7 5
議案第 15 号 令和 4 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算（原案可決）	7 5
議案第 16 号 令和 4 年度上砂川町下水道事業特別会計予算（原案可決）	7 5
議案第 17 号 令和 4 年度上砂川町水道事業会計予算（原案可決）	7 5

調査第 1 号 所管事務調査について（許可）	77
追加日程について	77
議案第18号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）（原案可決）	78
決議案第1号 ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵略を厳しく非難し、平和的解決を強く 求める決議（原案可決）	80
意見書案第1号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見 書（原案可決）	81
閉会の宣告	82

令和4年第1回定例会予算特別委員会

第 1 号（3月14日）

議事日程	85
委員長挨拶	86
開会の宣告	86
開議の宣告	86
町長挨拶	86
予算特別委員会の日程について	87
予算審査の方法について	87
予算審査資料の提出について	88
その他	88
議案第13号 令和4年度上砂川町一般会計予算（原案可決）	88
議案第14号 令和4年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（原案可決）	114
議案第15号 令和4年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算（原案可決）	116
議案第16号 令和4年度上砂川町下水道事業特別会計予算（原案可決）	118
議案第17号 令和4年度上砂川町水道事業会計予算（原案可決）	120
閉会の宣告	123

出席議員

議席 番号	氏 名	1 臨	2 臨	1 定			予 特
		1. 21	2. 10	3. 9	3. 10	3. 16	3. 14
1	石 田 浩 二	○	○	○	○	○	○
2	藏 根 高 史	○	○	○	○	○	○
3	笹 木 笑 子	○	○	○	○	○	○
4	小 澤 一 文	○	○	○	○	○	○
5	越 前 等	○	○	○	○	○	○
6	伊 藤 充 章	○	○	○	○	○	○
7	吉 川 洋	○	○	○	○	○	○
8	高 橋 成 和	○	○	○	○	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	1 臨	2 臨	1 定			予 特
		1. 21	2. 10	3. 9	3. 10	3. 16	
町 長	奥 山 光 一	○	○	○	○	○	○
副 町 長 税務出納課長	林 智 明	○	○	○	○	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○	○	○	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○	○	○	○	—
議 会 事 務 局 長 監 査 事 務 局 長	浅 利 基 行	○	○	○	○	○	○
総 務 課 長	内 野 博 之	○	○	○	○	○	○
企 画 課 長	鷲 尾 仁 志	○	○	○	○	○	○
建 設 課 長	三 原 浩 明	○	○	○	○	○	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○	○	○	○	○	○
福 祉 課 長 地域支援推進室長	山 崎 数 浩	○	○	○	○	○	○
福祉課保健予防 担 当 参 事	林 孔 美	○	○	○	○	○	○
教 育 次 長	米 田 淳 一	○	○	○	○	○	○
財 務 係 長	渡 辺 裕 之	—	—	—	—	—	○
建 設 課 主 幹	西 井 洋 一	—	—	—	—	—	○
建 設 課 主 幹	谷 禎 規	—	—	—	—	—	○
住 民 課 主 幹	佐 藤 利 哉	—	—	—	—	—	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	1 臨	2 臨	1 定			予 特
		1. 21	2. 10	3. 9	3. 10	3. 16	
議 会 事 務 局 長	浅 利 基 行	○	○	○	○	○	○
主 査	佐 藤 友 歌	○	○	○	○	○	○

第 1 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和 4 年

上砂川町議会第 1 回臨時会会議録（第 1 日）

1 月 2 1 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 0 時 3 9 分 閉 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
1 月 2 1 日 1 日間
- 第 3 町長行政報告
- 第 4 報告第 1 号 専決処分報告について「令和 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第 8 号）」
- 第 5 議案第 1 号 令和 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第 9 号）

○会議録署名議員

5 番 越 前 等 6 番 伊 藤 充 章

◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8人です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和4年第1回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、5番、越前議員、6番、伊藤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

◎新年の挨拶

○議長（高橋成和） ここで、令和4年を迎え初めての議会でございますので、町長からご挨拶をいただきたいと思っております。奥山町長。

○町長（奥山光一） 令和4年の新年初議会の開会に当たりまして、年頭のご挨拶を申し上げます。

新年を迎え3週間がたちましたが、改めて新年明けましておめでとうございます。令和4年の輝かしい新年をご家族おそろいでご壮健にお迎えのこととお喜びを申し上げます。また、年末からの寒波や大雪などにより新年早々除雪などに追われた年明けとなりましたけれども、皆様方には大変お疲れのことと存じます。

冒頭ではございますが、新型コロナウイルス感染症の状況であります。ご承知のとおり、一昨年から2年間にわたり新型コロナ対応に追われ、昨年9月には2回目のコロナワクチン接種も終わり、ようやく終息の見通しが立ったと思われましたが、変異株でありますオ

ミクロン株などにより年明けからの感染拡大が続き、北海道においては19日に1,170人、昨日20日には過去最高となります1,437人と2日連続で1,000人を超える新規感染者が確認されております。また、空知管内においても同様に感染拡大が続き、新規クラスターなどにより昨日は37人と2日連続で30人を超えるなど新規感染確認がされ、急激な感染拡大により北海道においては本日レベル2への移行やまん延防止等重点措置の国への要望を検討することとしております。幸いにして本町においては第6波と言われる今回の感染拡大による感染者は出ておりませんが、いつ感染者が出てもおかしくない状況にありますことから、新たな感染予防対策として町民の皆さんが安全、安心な日常生活を送るためにも、後ほど行政報告においても申し上げますが、皆様の机上にごございます抗原検査キットの無料配付を行うなど万全な体制で取り組んでまいり所存であります。

さて、本町においては、長年の懸案事項でありました役場新庁舎が昨年完成し、新しい町づくり計画や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略をこの新しいシンボルマークとなる新庁舎の下で推進していくこととなります。しかしながら、本町におきましては、依然として急激な人口減少とそれに伴う少子高齢化の進展が行政最大の課題となっており、これらの重要課題への対応と、そして新たな課題といたしまして地域公共交通対策や空き家のみならず空き地対策、さらには有害鳥獣問題など住民生活基盤の確保に向けての行政運営も求められているところであります。加えて、国の政策によるカーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略やDX、デジタルトランスフォーメーション、いわゆるデジタル化の推進、地方と都市をデジタルなどで結ぶデジタル田園都市国家構想などにも取り組んでいかなければならず、今地方自治体の業務は大きな転換期を迎えつつあります。本町を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。議員や町民の皆さん、そして職員の方をお借りいたしまして持続可能な明日の上砂川のために、私の任期も残り3か月と迫ってまいりましたが、国の動向や制度改正などの情報収集にも努めるとともに、本町の置かれている状況をいま一度再認識し、何が求められているのか、何をしなければならないのか、その効果も含めて職員と一丸となってこの試練に挑み、厳しい中にも町民の皆さんがこの町で安心して暮らせる町づくりに全力を尽くす所存でありますので、引き続きご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、新しい年が皆様にとりまして明るく希望に満ちあふれ、幸多からんことを心からお祈り申し上げます。新年初議会に当たっての挨拶とさせていただきます。本年もどうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 私からも一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

改めまして明けましておめでとうございます。議員、理事者の皆様方におかれましては、令和4年の輝かしい新春をご家族共々ご健勝でお迎えになられたことと心からお喜びを申し上げます。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルスの感染症によるイベントの中止、縮小、また住民生活においても大きな影響がありましたが、奥山町長をはじめ職員の皆様の対応に

より感染防止対策が講じられてきたところでございますが、変異株オミクロンによる感染症の拡大によりいまだその終息が見られず、その対応は長期に及ぶものと懸念されておりますが、一刻も早く安心して暮らせる社会が実現することを期待するものでございます。

昨年2月の町議会選挙から間もなく1年が経過しようとしておりますが、この間議員一丸となって議会の役目を果たすべく全力を尽くしてまいりましたが、年頭に当たりその思いを改めて強くしたところでございます。また、議会と理事者が力を合わせ、町民の目線に立って明るく住みよい町づくりを目指していきたいと思う次第でございます。

さて、本年は、4月に町長選挙がございます。奥山町長におかれましては、本町の最重要課題である人口減少、少子高齢化問題などに取り組み、またこの4年間で限られた財源を創意工夫し、防災拠点となる役場新庁舎の完成をはじめ、下鶉、鶉若葉生活館の建て替えなど地域に根差した施策を進め、多くの成果があったものと改めて敬意を表するものであります。次期町政でも同様に力強い取組を期待するところでございます。また、今後におきましても引き続き人口減や少子高齢化問題、新しい産業の構築等の課題解決と夢と希望に満ちた輝く町の創生の実現に向け頑張りたいと思っております。

結びになりますが、議員の皆様、そして理事者の皆様の今後ますますのご健勝、ご多幸をご祈念申し上げ、年頭に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

以上で挨拶が終わりましたので、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

◎町長行政報告

○議長（高橋成和） 日程第3、町長行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） 令和4年第1回町議会臨時会ではありますが、行政報告をさせていただきます。

このたび報告いたします案件は、新型コロナワクチン3回目の接種についてと新型コロナ抗原検査キットの町民への無料配付についてであります。初めに、新型コロナワクチン3回目の接種についてであります。議案資料ナンバー2も併せてご参照願います。コロナワクチンの接種につきましては、ご承知のとおり昨年9月までに希望する町民への接種が完了しているところでありますが、重症化予防効果が時間の経過とともに低下していることから、引き続き感染拡大防止と重症化予防の観点から、追加接種の実施方針に基づき3回目の接種を実施するものであります。本町の場合は、町立診療所と勤医協上砂川診療所による個別接種と町民センターでの集団接種により実施をしておりましたが、3回目につきましても同様に実施することとし、国の方針に従い、2回接種を受けた18歳以上の方が対象となります。初めに、65歳以上の一般高齢者を優先することとし、個別接種であります町立診療所及び勤医協上砂川診療所では2月1日から接種を開始し、集団接種を受けられた方につきましては2月26日と27日、3月の5日と6日に町民センターにおいて実施することとしております。接種につきましては、予約制ではなく、該当者に接種日を指定

した接種券を郵送することとしております。64歳以下の方につきましては、その後の接種となり、現段階では4月以降に接種をすべく準備をしておりますが、本町の場合医師及び接種をする看護師の確保をしなければなりませんし、ワクチンの配付予定がまだ決まっておきませんので、これらが整った段階での接種開始となります。また、5歳以上11歳までのワクチン接種につきましては、小児科医の確保などの問題もあり、現在広域での接種について検討しているところであります。なお、医療従事者、介護福祉施設職員及び消防職員につきましては、既に接種を開始しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、新型コロナ抗原検査キットの町民への配付についてであります。先ほどのご挨拶でも述べさせていただきましたが、年明けから全国的に新規感染者は急増しており、北海道のみならず空知管内でも連日感染が拡大しており、北海道においては無料のPCR検査を実施しているところでありますが、本町といたしましてもコロナの感染に不安を感じている町民の皆さんがたくさんいらっしゃるのではないかと推察することから、議員各位の机上で本日お渡しをしている抗原検査キットを希望する町民に無料で配付することといたしました。この検査により、陰性か陽性かを確認することができ、万が一陽性となった場合にはこの結果を医療機関等に提供することにより早い段階での受診につながるなど町民の皆さんの安全、安心に資するとともに、感染予防対策にもつながると思料するところであります。配付方法につきましては、26日に開催予定の各町自治会長会議の中でご説明を申し上げ、ご協力を得ながら実施したいというふうに考えております。

なお、ワクチン接種及び抗原検査キットの配付に係る関係経費につきましては、本臨時会の補正予算に計上しておりますので、ご審議をお願い申し上げます。町長行政報告とさせていただきます。

○議長（高橋成和） 以上で町長行政報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（高橋成和） 日程第4、報告第1号 専決処分報告について「令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）」について議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第1号 専決処分報告について「令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）」について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次の事件を専決処分したので報告する。

専決理由といたしましては、国が進める非課税世帯等臨時特別給付金について円滑に執行するため、関係予算を補正計上するものであること。

それでは、報告第1号、予算書本文を御覧願います。報告第1号 令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）。

令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,830万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,190万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年1月7日専決、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長(高橋成和) 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、ご指示によりまして、報告第1号について内容の説明をいたします。

このたびの補正は、国の新型コロナウイルス対策において住民税非課税世帯等に10万円給付する住民税非課税世帯等臨時特別給付金について早期に支給できるよう専決処分したものであります。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、14款国庫支出金9,830万円の追加で、4億4,054万4,000円となります。

2 項国庫補助金9,830万円の追加で、2億8,754万6,000円となります。

歳入合計が9,830万円の追加で、34億8,190万円となります。

2、歳出、3款民生費9,830万円の追加で、8億7,313万2,000円となります。

1 項社会福祉費9,830万円の追加で、7億7,534万2,000円となります。

歳出合計が9,830万円の追加で、34億8,190万円となります。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。3、歳出、3款1項8目非課税世帯等臨時特別給付金事業費9,830万円の追加で、9,830万円となります。

資料ナンバー1をご参照願います。特別給付金の概要であります。目的は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう住民税非課税世帯等に対し給付金を支給するもので、給付額は1世帯につき10万円、基準日は令和3年12月10日、給付対象世帯は960世帯を見込み、基準日において上砂川町に住所を有する次の世帯で、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯、もしくは令和3年1月以降新型コロナの影響により非課税相当に収入減となった家計急変世帯で、支給開始時期は令和4年2月下旬を予定しております。

予算書にお戻り願います。1 節報酬20万2,000円の追加は、会計年度任用職員の報酬の計上で、3 節職員手当等41万8,000円の追加は時間外勤務手当の計上、8 節旅費1万円の追加は会計年度任用職員の通勤手当の計上で、10 節需用費は消耗品費と印刷製本費で47万8,000円の計上、11 節役務費は郵便料と口座振込手数料で38万6,000円の計上、12 節委託料は給付管理システム導入業務として52万円の計上、13 節使用料及び賃借料28万6,000円の追加は事務用機器借上料の計上、18 節負担金、補助及び交付金は対象世帯960世帯を見込み9,600万

円を計上するものであります。

次に、4 ページ、歳入であります。2、歳入、14款 2 項 2 目民生費補助金9,830万円の追加は、歳出同額を計上するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

報告第 1 号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより報告第 1 号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、報告第 1 号 専決処分報告について「令和 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第 8 号）」については、承認することに決定いたしました。

◎議案第 1 号

○議長（高橋成和） 日程第 5、議案第 1 号 令和 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第 9 号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第 1 号 令和 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第 9 号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億1,550万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 月 21 日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第1号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、10款地方交付税2,500万円の追加で、17億4,481万4,000円となります。

1 項地方交付税、同額であります。

14款国庫支出金860万円の追加で、4億4,914万4,000円となります。

1 項国庫負担金302万6,000円の追加で、1億5,456万6,000円となります。

2 項国庫補助金557万4,000円の追加で、2億9,312万円となります。

歳入合計が3,360万円の追加で、35億1,550万円となります。

2、歳出、2款総務費800万円の追加で、5億5,885万3,000円となります。

1 項総務管理費800万円の追加で、5億2,735万1,000円となります。

3 款民生費200万円の追加で、8億7,513万2,000円となります。

1 項社会福祉費200万円の追加で、7億7,734万2,000円となります。

4 款衛生費860万円の追加で、2億6,643万3,000円となります。

1 項保健衛生費860万円の追加で、1億7,361万3,000円となります。

8 款土木費1,500万円の追加で、4億2,509万8,000円となります。

2 項道路橋りょう費1,200万円の追加で、1億5,839万5,000円となります。

3 項住宅費300万円の追加で、1億6,045万円となります。

歳出合計が3,360万円の追加で、35億1,550万円となります。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。このたびの補正は、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種経費と大雪に伴う除雪サービス及び除排雪経費の計上が主なものであります。本年度は、初雪が11月21日で、1月17日午前8時現在の降雪量が513.5センチとなり、大雪だった昨年同日の降雪量より114センチ多く、また積雪量も1月17日に120センチを記録するなど、今後の降雪量を勘案し、除雪サービス並びに除排雪に万全を期するため追加するものであります。

3、歳出、2款1項5目財産管理費300万円の追加は、各種公共施設の屋根の雪下ろしと雪庇落とし経費の計上であります。

14目新型コロナウイルス感染症対策費500万円の追加は、町長行政報告で報告いたしました抗原検査キット等感染対策事業用購入経費の計上であります。

3 款1 項1 目社会福祉費200万円の追加は、高齢者、身障、母子世帯の避難口確保のため門口や屋根の除雪をする在宅老人等除雪サービス事業につきましては年末からの大雪により申込みが相次ぎ、冬期間の安全、安心を確保するため追加するものであります。

4 款1 項4 目新型コロナウイルスワクチン接種事業費860万円の追加で、4,160万円となります。お手元に資料ナンバー2を配付しておりますが、先ほど町長行政報告で説明がありましたので、資料の説明は省略させていただきます。1 節報酬は100万4,000円の追加で、会計年度任用職員の報酬の計上で、3 節職員手当等58万9,000円の追加は時間外勤務手当の

計上で、7節報償費は集団接種医師用として66万円の計上、次ページであります。8節旅費1万6,000円の追加は、会計年度任用職員の通勤手当の計上、10節需用費は消耗品費、食糧費、修繕料として26万4,000円の計上、11節役務費は郵便料と各種手数料として40万3,000円の計上、12節委託料417万円の追加は各種委託業務の計上で、13節使用料及び賃借料は無料送迎自動車借上料として36万4,000円の計上、18節負担金、補助及び交付金は個別接種に係る町内医療機関協力金として113万円を計上するものであります。

8款2項1目道路維持費1,200万円の追加で、1億5,839万5,000円となります。除排雪経費につきましては、当初予算において効率的な除排雪体制を図るため必要経費を計上しておりましたが、このたびの大雪により早朝除雪基準である10センチ以上の降雪が続いたため、例年1シーズン25回程度の早朝除雪が現在23回となり、平年を大きく上回り、今後の降雪により経費に不足を来すことから追加するもので、内訳でございますが、1節報酬で除雪車運転手報酬として300万円、10節需用費で除排雪用重機の燃料費として200万円、12節委託料で町内委託業者除排雪業務委託料として400万円、13節使用料及び賃借料で排雪用ダンプ及び危険空き家等の雪庇落としのための高所作業車借上料として300万円追加するものであります。

3項1目住宅管理費300万円の追加は、町営住宅の空戸除雪のほか、2階建て住宅の雪庇落とし件数が増加していることから、追加するものであります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、10款1項1目地方交付税2,500万円の追加は、普通交付税の追加であります。

14款1項2目衛生費負担金302万6,000円の追加と2項3目衛生費補助金557万4,000円の追加は、国が全額負担する負担金と補助金の計上であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

吉川副議長。

○副議長（吉川 洋） 除雪のことについてお尋ねをしたいと思います。

当町の除雪対応は、大変すばらしく、近隣から見てもいいものだというふうに思っておりますし、日々のご努力に心から感謝を申し上げたいと思います。ただ、町道同士の交差するところの門口、大変雪が多くなって車を出す場合にかなり前まで出さないと左右の安全を確認ができないと、たまには本当にぎりぎり危険な状況になることもあるかと思っております。今後また雪が降ってそういう状況になったら大変かと思っておりますので、どうかその町道同士の交差する門口の辺りの除雪の在り方をご検討いただきたいと思いますし、それと一番危険なのは本来は町道から道道に出るところ、大分今排雪してきてよくなりましたが、今後もまた降雪が増えると同じような状況になるかと思っております。道道側は、町のことでやるのは大変難しいかと思っております。それは、認識をしておりますが、できる限り町としても

交通事故死ゼロ5,000日を今日指して頑張っているわけですから、そういう原因にならないようにその辺のことも配慮いただきたいと思いますし、道のほうにも積極的にその辺の話をしていただきますようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 三原建設課長から答弁をお願いします。

○建設課長（三原浩明） ご指摘のとおり、本当に交差点につきましては危険な箇所がございますので、今後とも道と協議しながら、また町のほうでも拡幅をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（高橋成和） 奥山町長。

○町長（奥山光一） 私のほうから追加で補足答弁をさせていただきます。

まず、町道の交差点の関係につきましては、大変危険な状況であるというのは今建設課長が申し上げたとおりです。本来であれば、早急に排雪を行い、見通しをよくする、このことが求められるわけでございますけれども、ご承知のとおり連日の大雪で排雪作業が間に合わなかったということで今こういう状況になっております。いましばらく雪降らないような予報がございますので、早急に排雪計画をもう一度見直して対応したいと思います。

また、道道と町道の交差点、特に道道側の排雪作業でございますけれども、ようやく1回目カット排雪がまだ全部終わっていません。鶴本町の地区、議事録にちょっと載せてほしくないのですけれども、私の家まで終わっていないのです。非常に道路幅も狭くなっているということで危険な状態になっております。実は、平成22年、23年のときに事業仕分の関係で排雪基準が変わったのです。前は、全排雪といって全ての雪を取るという基準だったのですけれども、事業仕分の中でそこまで必要ないという中央の考え方の下に今の排雪基準になっています。大分直っては、広がってはきているのですけれども、この辺を極力全排雪もしくはカット排雪するのであれば回数が増というのも、私も一応道路関係の団体の役員やっておりますので、私の立場からも道のほうに申入れをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋成和） 小澤議員。

○4番（小澤一文） 今の副議長の質問と同じような内容になりますけれども、通学路における安全対策というのもしっかり今後行っていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（高橋成和） これについての答弁を教育委員会から、米田次長。

○教育次長（米田淳一） 通学路の除排雪、危険箇所ということでございますが、過日11日に通学路の危険箇所の点検を行ったところであります。1条通り、また2条通りを中心に全町的な通学路の点検を行いましたけれども、約30か所ほど軒先等の落雪危険箇所が発見されましたことから、危険箇所持ち主等への雪下ろしの依頼、また空き家等につきまし

ては本町の担当課を通しまして都度危険箇所の排除に努めております。今現在進行中でございます。

以上です。

○議長（高橋成和） 笹木議員。

○3番（笹木笑子） 検査配付についてお尋ねいたします。

これ希望する町民に無料配付ということですが、個数とか家族によっても違うと思うのです、世帯の。具体的にそういうことも検討済みなのでしょうか。

○議長（高橋成和） 林参事、お願いします。

○福祉課保健予防担当参事（林 孔美） 抗原検査キットですが、希望する町民ということで1,300、町民の半分の数を今確保しようということ考えています。あとまた、PCR検査ということも、抗原検査キットはウイルスがあるかどうかということとPCR検査キットは遺伝子検査ということで、その両方を使えるように思っていますが、抗原検査キットのほうが15分で出るということなので、町民の半分というところでまず数を確保する準備をしているところです。

○議長（高橋成和） 伊藤議員。

○6番（伊藤充章） 吉川副議長の質問に若干かぶる部分がございますけれども、横断歩道のところ雪の壁が非常に高く渡ろうとしている人が認識しづらいという部分もちょっとあります、最近ましになってきましたけれども。また、一時停止の部分、思いのほか滑る箇所がございます。そういったところ砂まきですとか、スリップ防止の対策、またそういう横断歩道の部分、信号ついているついていないにかかわらず、その辺について歩行者の保護の観点のほうもお伺いしたいと思います。

○議長（高橋成和） ただいまの質問に対し、奥山町長。

○町長（奥山光一） 多分横断歩道ですので、道道の関係になってくるかと思えます。先ほど吉川副議長の質問の補足答弁をさせていただきましたとおり、道道の部分については旧札幌土現、札幌建設管理部の所管ということになっていて排雪が追いついていない状況がございます。その大きな理由の一つとして、先ほど申し上げていませんけれども、やはり管内かなりの大雪で排雪作業に追われている、特に岩見沢、南空知、それから札幌もそうなので、そちらのほうに排雪作業が追われているということで、こちらのほうの排雪作業がなかなか進んでいないということがございます。札幌建設管理部のほうには、また申入れはいたしますけれども、まず1つは横断歩道の部分に限らず、やはり交差点の部分、ここもございますので、先ほどと同じように道のほうには強く申入れをしていきたいと思えます。また併せて横断歩道付近、交差点もそうだと思います。滑る部分について砂をまくのかどうかという部分、塩カリをまくのかということもあるかと思えますけれども、その辺についても協議をさせていただきたいと思えます。

○議長（高橋成和） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本臨時会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、令和4年第1回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時39分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 越 前 等

署 名 議 員 伊 藤 充 章

第 2 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和 4 年

上砂川町議会第 2 回臨時会会議録（第 1 日）

2月10日（木曜日）午前10時00分 開 会
午前10時09分 閉 会

○議事日程 第 1 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 会期決定について

2月10日 1日間

第 3 議案第 2 号 令和 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 0 号）

○会議録署名議員

7 番 吉 川 洋 1 番 石 田 浩 二

◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8人です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和4年第2回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、7番、吉川副議長、1番、石田議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（高橋成和） 日程第3、議案第2号 令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第10号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第2号 令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第10号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,540万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億3,090万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月10日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第2号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、14款国庫支出金1,540万円の追加で、4億6,454万4,000円となります。

2項国庫補助金1,540万円の追加で、3億852万円となります。

歳入合計が1,540万円の追加で、35億3,090万円となります。

2、歳出、2款総務費1,540万円の追加で、5億7,425万3,000円となります。

1項総務管理費1,540万円の追加で、5億4,275万1,000円となります。

歳出合計が1,540万円の追加で、35億3,090万円となります。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。このたびの補正は、昨年12月20日に成立した国の補正予算において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が増額されたことに伴う関連経費の計上であります。

3、歳出、2款1項14目新型コロナウイルス感染症対策費1,540万円の追加で、1億4,670万円となります。

資料ナンバー1をご参照願います。地方創生臨時交付金の本町への交付額は7,282万7,000円で、令和4年度に繰り越すことも可能でありますので、今回は早期に予算計上しなければならないものについて計上したところであります。3つの柱の1つ目、地域経済・住民生活支援対策事業では、冬季燃料高騰による事業者支援1,240万円の計上は燃料高騰により影響を受けている事業者に対し業種に応じて支援するものであります。感染症拡大予防対策事業では、各町自治会感染対策支援助成金160万円の計上は各町自治会における感染予防対策経費に対し1地区20万円支援するものであります。教育支援対策事業では、学校保健特別対策事業140万円の計上は学校における感染症対策として小中学校の全教室に二酸化炭素濃度測定器等の設置や指導者用デジタル教科書を活用し、学習保障等を支援するもので、合計1,540万円計上するものであります。

予算書にお戻り願います。10節需用費90万円の追加は、小中学校の感染症対策用消耗品費の計上で、13節使用料及び賃借料50万円の追加は指導者用デジタル教科書の使用料の計上であります。18節負担金、補助及び交付金1,400万円の追加は、各町自治会感染対策支援事業並びに冬季燃料高騰事業者支援事業の計上であります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、14款2項1目総務費補助金1,470万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上であります。

5目教育費補助金70万円の追加で、92万9,000円となります。1節小学校費補助金35万

6,000円の追加、2節中学校費補助金34万4,000円の追加は、いずれも歳出分の国庫負担2分の1を計上するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。吉川副議長。

○副議長（吉川 洋） ただいまの補正予算の中で各町自治会に対して感染予防対策事業ということで1地区20万というお話ございました。これは、感染予防対策に関わるものならば各自治会で自由にとりかかるとか、そこで考えて使っていくということではよろしいのでしょうか。

○議長（高橋成和） 鷲尾企画課長、答弁をお願いします。

○企画課長（鷲尾仁志） ただいまの吉川議員のご質問なのですが、基本的には自治会で必要なものを必要な数量を買えるようにということで現金で20万円の支給という形にいたしました。

○議長（高橋成和） 吉川副議長、質問のときは起立してをお願いします。

○副議長（吉川 洋） はい、分かりました。すみません。ありがとうございます。

○議長（高橋成和） 小澤議員。

○4番（小澤一文） 冬季燃料高騰事業者支援事業についてお伺いいたします。

資料ナンバー1に給付される業種別と金額それぞれ明示してありますけれども、この辺の申請については各自で申請させていただいた上での給付という形になるのでしょうか。

○議長（高橋成和） 鷲尾企画課長。

○企画課長（鷲尾仁志） 所定の申請様式を用意しておりますので、事業所にこれから周知をして該当になる事業所に来ていただいて申請書を出していただくという形になります。

○議長（高橋成和） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本臨時会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、令和4年第2回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

（閉会 午前10時09分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 吉 川 洋

署 名 議 員 石 田 浩 二

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 4 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3 月 9 日（木曜日）午前 10 時 00 分 開 会
午前 11 時 24 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
3 月 9 日～3 月 16 日
8 日間
- 第 3 諸般の報告
- 1) 議会政務報告
 - 2) 空知中部広域連合議会第 1 回定例会結果報告（小澤議員）
 - 3) 第 1 回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告（笹木議員）
 - 4) 第 1 回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告（笹木議員）
 - 5) 第 1 回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告（副議長）
 - 6) 石狩川流域下水道組合議会第 1 回定例会結果報告（議長）
 - 7) 第 1 回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告（議長）
 - 8) 例月出納検査結果報告（12・1・2 月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 同意第 1 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
※ 同意第 1 号は、即決とする。
- 第 7 議案第 3 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 4 号 上砂川町公告式条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 5 号 公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第 10 議案第 6 号 上砂川町商店街近代化特別融資利子等補給に関する条例を廃止する条例制定について
- 第 11 議案第 7 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 12 議案第 8 号 令和 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 13 議案第 9 号 令和 3 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 第 14 議案第 10 号 令和 3 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

第15 議案第11号 令和3年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

第16 議案第12号 令和3年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）

※ 議案第3号～第12号までは、提案理由・内容説明までとする。

○会議録署名議員

2番 藏 根 高 史 3番 笹 木 笑 子

◎開会の宣告

- 議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。
理事者側につきましては、全員出席しております。
定足数に達しておりますので、令和4年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

- 議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

- 議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、2番、藏根議員、3番、笹木議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

- 議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの8日間をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高橋成和） 異議なしと認めます。
よって、会期は、本日から3月16日までの8日間に決定いたしました。
なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりです。

◎諸般の報告

- 議長（高橋成和） 日程第3、諸般の報告を行います。
議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでございますので、御覧になっていただき、報告に代えさせていただきます。
次、空知中部広域連合議会第1回定例会結果について報告を求めます。小澤議員。
○4番（小澤一文） 令和4年空知中部広域連合議会第1回定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和4年2月25日金曜日午後1時30分。
場所につきましては、空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室です。
議件といたしましては、議案第1号 令和3年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第2号）、議案第2号 令和3年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算（第2号）、

議案第3号 令和3年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算（第2号）、議案第4号 令和3年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算（第2号）、議案第5号 令和4年度空知中部広域連合一般会計予算について、議案第6号 令和4年度空知中部広域連合介護保険事業会計予算について、議案第7号 令和4年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計予算について、議案第8号 令和4年度空知中部広域連合障害支援事業会計予算について。

結果であります。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次、第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果と第1回砂川地区広域消防組合議会定例会結果について報告を求めます。笹木議員。

○3番（笹木笑子） 令和4年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和4年3月2日水曜日午前10時。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件といたしましては、議案第1号 令和3年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算、議案第2号 令和4年度砂川地区保健衛生組合会計予算、議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、報告第1号 例月出納検査報告。

結果であります。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

続きまして、令和4年第1回砂川地区広域消防組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和4年3月2日水曜日午前11時。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件といたしましては、議案第1号 令和3年度砂川地区広域消防組合会計補正予算、議案第2号 令和4年度砂川地区広域消防組合会計予算、議案第3号 砂川地区広域消防組合消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川地区広域消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第5号 砂川地区広域消防組合職員諸給与条例の一部を改正する条例制定について、報告第1号 例月出納検査報告。

結果であります。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次、第1回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果について報告を

求めます。吉川副議長。

○副議長（吉川 洋） 令和4年第1回中空知広域市町村圏組合議会定例会が開催されましたので、ご報告をいたします。

日時は、令和4年2月22日。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしましては、報告第1号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 令和4年度中空知広域市町村圏組合一般会計予算、議案第2号 令和4年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計予算、議案第3号 令和4年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計予算、議案第4号 令和4年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計予算。

結果であります、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次、石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果と第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果については私から報告させていただきます。

まず最初に、令和4年石狩川流域下水道組合議会第1回定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時につきましては、令和4年2月22日火曜日午後1時15分から。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしましては、報告第1号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 令和4年度石狩川流域下水道組合一般会計予算。

結果でございます、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

続きまして、令和4年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和4年2月22日火曜日午後2時15分から。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしましては、選挙第1号 中・北空知廃棄物処理広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、報告第1号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 令和3年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算（第1号）、議案第2号 令和4年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算。

結果であります、慎重審議の結果、選挙管理委員会委員に滝川市、丹羽修身氏ほか3名、選挙委員会委員補充員に滝川市、田中良吉氏ほか3名が当選されたほか、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

次に、例月出納検査結果報告を行います。本件につきましては、お手元に配付の報告書の12月、1月、2月分のとおりでございますので、御覧いただき、報告とさせていただきます。

ます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（高橋成和） 次、日程第4、町長の行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、町長行政報告をいたします。

今回報告いたします令和3年第4回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでありますので、お目通し願います。

そのほか、64歳以下及び子供5歳から11歳の新型コロナウイルスワクチン接種についてご報告申し上げます。初めに、本町の新型コロナウイルスワクチンの3回目接種につきましては、1月から医療従事者、高齢者施設入所者、従事者等の優先接種を開始し、65歳以上の接種につきましては2月から開始し、3月11日に終了する予定でございます。1、2回目同様町民センターでの集団接種をメインに町立診療所と勤医協上砂川診療所での個別接種を併用し、接種体制を構築、集団接種会場への移動は希望者に無料の送迎タクシーを配備しております。64歳以下の追加接種につきましては、国から示されたさらなる前倒し接種の方針に基づき、2回目接種からの接種期間を迅速化を図るため64歳以下の方につきましても6か月以上で接種が可能となり、さらに医師及び看護師の確保、ワクチン供給のめどがつかしましたことから、3月1日と7日に接種券を発送し、3月中旬以降医療機関での個別接種を開始し、町民センターでの集団接種を3月26日、27日、4月の2日、3日の4日間で実施することで4月上旬には3回目接種を希望する町民の方全員が接種を受けられる見通しとなっております。

次に、5歳から11歳までの子供のワクチン接種につきましては、町内に小児科医がいないことから、接種体制の構築について苦慮しておりましたが、一部マスコミ報道にもございましたとおり滝川保健所を中心に近隣の市町と協議を進めましたところ、本町につきましては砂川市立病院小児科において砂川市、奈井江町、新十津川町、浦臼町との広域で3月22日から時間帯は16時から18時で接種が開始となります。接種券につきましては、3月1日に発送済みで、予約につきましては保健予防係となっております。

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況ですが、引き続き新型コロナウイルスワクチン接種を希望する町民の接種や町内の感染予防対策を進めてまいりますことを申し上げます、町長行政報告といたします。

○議長（高橋成和） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（高橋成和） 日程第5、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政報告を申し上げます。

令和3年第4回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましてはお手元に配付させていただいております報告書のとおりでございますが、英語指導助手の招聘と当町における成人式の実施方法についての2件につきましてご報告申し上げます。

1件目の英語指導助手の招聘についてであります。令和元年8月に採用したフリン・ライアン氏に次期任用期間である本年8月以降の再任用の意向を確認したところ、本人から再任用を辞退したいとの申出がありました。理由といたしましては、帰国し、就職活動を行いたいとのことでありましたので、ライアン氏の意向を承諾したところであります。この再任用辞退を受けまして、教育委員会としては新たな英語指導助手を採用するため現在北海道国際課に対し配置要望書を提出しており、例年どおりであれば6月頃には決定する予定となっております。ライアン氏に係る帰国経費及び後任の方の赴任経費については、当初予算にて計上させていただきたいと考えております。英語指導助手につきましては、生の英語を児童生徒に十分反映できる指導助手となるよう授業への活用方法についてこれからは学校と協議を行いながら、子供たちの英語力向上を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

2件目、当町における成人式の実施方法についてご報告いたします。御存じのとおり、民法改正により本年4月より成人年齢が18歳に引き下げられることになりました。それにより、今まで教育委員会主催で成人年齢である二十歳を迎えた方を対象に実施している成人式について、過日開催された教育委員会会議にて次年度以降の実施方法について協議を行った結果、18歳という年齢ではほとんどの方は高等学校に在学中であり、中学校を卒業して3年しか経過していないこと、大学など進学のための入試が目前に控えていること、就職のための自動車運転免許取得に多額の経費が必要なことなど、18歳を対象とした成人式の開催は対象者において時間的、経済的、そして精神的にも余裕がないと思われることから、なるべく多くの皆さんがゆとりを持って参加できる現在と同じ二十歳での開催がよいのではとの判断に至ったところです。また、式典の名称については、参加者が二十歳では成人式と呼べなくなることから、上砂川町二十歳の集いと名称を変更することといたします。なお、中空知管内の多くの自治体においても現段階では当町と同じ考えで実施を予定している旨併せてご報告申し上げ、教育行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

◎同意第1号

○議長（高橋成和） 次、日程第6、同意第1号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第1号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議ください

ますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、高橋尚志氏が令和4年3月20日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明いたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

住所、XXXXXXXXXX 氏名、高橋尚志。生年月日、XXXXXXXXXX。職業、XXXXXXXXXX。備考、任期4年。

本件は人事案件でございますので、全議員の同意をくださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

これより同意第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎議案第3号

○議長（高橋成和） 日程第7、議案第3号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第3号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、特別職の職員の給与について独自削減を継続するため、関係条項の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋成和） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第3号について内容の説明をいたします。

このたびの条例制定につきましては、これまで財政の健全化を図るため実施してきた特別職の給与の独自削減につきまして今後も継続するため、関係条項を改正するものであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー 1 の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に参ります。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「平成31年 1 月 1 日」を「令和 4 年 4 月 1 日」に、「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改める。

附則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第 4 号

○議長（高橋成和） 日程第 8、議案第 4 号 上砂川町公告式条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第 4 号 上砂川町公告式条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町公告式条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、町内 3 か所に設置している掲示場のうち、閲覧者が少なく経年により劣化している掲示場を廃止し、新たに下鶉生活館の敷地内に掲示場を設置するため、関係条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第 4 号について内容の説明をいたします。

このたびの条例制定につきましては、町条例及び規則の公布の際に使用している町内 3 か所の掲示場につきまして、旧本町会館前に設置している掲示場については人口減少に伴い閲覧者の減少と経年により劣化していることから撤去することとし、閲覧場所を確保するため新たに下鶉生活館の敷地内に設置することとし、所在地の変更に伴い、関係条項を改正するものであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー 2 の新旧対照表をご参照願

ます。

それでは、本文に参ります。上砂川町公告式条例の一部を改正する条例。

上砂川町公告式条例（昭和25年上砂川町条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「上砂川35番地1」を「鶉38番地15」に改める。

附則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第5号

○議長（高橋成和） 次、日程第9、議案第5号 公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第5号 公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、危険家屋等の除却整備の財源として充当するため、本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第5号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、危険家屋等の除却整備の財源とするために条例の一部を改正するものであります。

改正の内容であります。本基金は公共施設等の建設及び改修等の整備を促進するための整備基金であります。本町におきましては今後家屋等の危険な建物が放置され、倒壊等のおそれが生じた場合除却する必要があることから、その財源といたしまして本整備基金を活用することができるよう関係条項を改正するものであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー3の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に参ります。公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例。

公共施設等整備基金条例（昭和51年上砂川町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「改修等の整備」の次に「並びに危険家屋等の除却」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第6号

○議長（高橋成和） 次、日程第10、議案第6号 上砂川町商店街近代化特別融資利子等補給に関する条例を廃止する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第6号 上砂川町商店街近代化特別融資利子等補給に関する条例を廃止する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町商店街近代化特別融資利子等補給に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、商店街近代化事業に係る特別融資の必要性が低下し、今後においても商業者等による制度活用が見込まれないことから、本条例を廃止するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第6号について内容の説明をいたします。

本条例は、平成2年度に商工会議所が中心となって結成した上砂川町商店街近代化推進協議会からの要請により、商店街近代化事業の促進と商店街再編成の早期実現を図るため、個人商店の新改築等に対する特別融資制度について平成5年に条例を制定し、同年4月1日から運用を開始したところであります。町では、商業者等に対する融資及び利子等補給を行う上で指定金融機関と契約を締結し、町費を預託することにより、1商業者につき3,000万円を限度とした融資制度を実現し、これまで9店舗に対し1億2,800万円の融資とその利子補給を行ってまいりました。しかし、平成12年7月を最後に融資を行った実績はなく、貸付金の償還も全て終了しているなど制度を運用する必要性が低下し、今後においても商業者等への制度活用が見込まれないことから、本制度における所期の目的は達成されたものと判断し、条例を廃止するものでございます。

なお、今後においても整備資金に関する融資については、現行の中小企業融資利子等補給に関する条例を適用してまいります。

それでは、本文に参ります。上砂川町商店街近代化特別融資利子等補給に関する条例を廃止する条例。

上砂川町商店街近代化特別融資利子等補給に関する条例(平成5年上砂川町条例第12号)は廃止する。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第7号

○議長（高橋成和） 次、日程第11、議案第7号 公の施設に係る指定管理者の指定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第7号 公の施設に係る指定管理者の指定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

提案理由といたしましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、生活館等に係る指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第7号について内容の説明をいたします。

各町生活館等の管理につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び生活館の設置及び管理に関する条例に基づき、各町自治会を指定管理者として指定し、各町生活館、集会所の管理運営業務を行っておりますが、本年3月で指定期間が満了となることから、本年4月からも引き続き5年間各町自治会が管理運営業務を行うために指定管理者の指定を承認いただくものであります。

指定管理者の選定につきましては、原則公募によるとされておりますが、生活館等においては地域の集会施設との性格が強く、細部にわたる住民サービスの確保、向上を期する観点から公募によらず、各町自治会を指定管理者として指定いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

それでは、本文に参ります。公の施設に係る指定管理者の指定について。

1 指定管理者の名称、管理を行わせる施設の名称及び所在地

指定管理者の名称、管理を行わせる施設、施設の名称、施設の所在地。鶉本町自治会、鶉本町生活館、上砂川町字鶉240番地1。下鶉自治会、下鶉生活館、上砂川町字鶉38番地15。鶉自治会、鶉若葉生活館、上砂川町字鶉266番地6。東鶉自治会、中央ふれあいセンター、上砂川町字鶉338番地1。緑が丘自治会、緑が丘集会所、上砂川町字鶉90番地1。朝駒町内会、朝駒集会所、上砂川町字上砂川3番地16。

2 管理を行わせる期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。

3 管理業務の範囲

- (1) 生活館等の施設及び設備の維持・管理
- (2) 利用の許可
- (3) 利用料金の收受
- (4) 上記業務に付随する業務

4 利用料金に関する事項

上砂川町生活館等の設置及び管理に関する条例（平成18年上砂川町条例第1号）第7条の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として收受させる。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第8号

○議長（高橋成和） 次、日程第12、議案第8号 令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第11号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第8号 令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第11号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億6,090万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年3月9日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第8号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款町税2,050万円の追加で、1億7,740万4,000円となります。

1項町民税1,750万円の追加で、9,520万1,000円となります。

4 項町たばこ税300万円の追加で、2,369万6,000円となります。
2 款地方譲与税 3 万9,000円の追加で、1,670万円となります。
3 項森林環境譲与税 3 万9,000円の追加で、270万円となります。
10 款地方交付税 2 億1,827万9,000円の追加で、19億6,309万3,000円となります。
1 項地方交付税、同額であります。

13 款使用料及び手数料200万円の追加で、1 億7,049万2,000円となります。
1 項使用料200万円の追加で、1 億5,452万9,000円となります。

14 款国庫支出金440万2,000円の減額で、4 億6,014万2,000円となります。
1 項国庫負担金145万5,000円の追加で、1 億5,602万1,000円となります。

2 項国庫補助金585万7,000円の減額で、3 億266万3,000円となります。
15 款道支出金30万5,000円の減額で、1 億1,538万7,000円となります。

1 項道負担金97万8,000円の追加で、9,517万8,000円となります。
2 項道補助金55万5,000円の減額で、1,245万7,000円となります。

3 項道委託金72万8,000円の減額で、775万2,000円となります。
16 款財産収入389万5,000円の追加で、1,937万6,000円となります。

1 項財産運用収入 3 万4,000円の追加で、1,548万4,000円となります。
2 項財産売払収入386万1,000円の追加で、389万2,000円となります。

17 款寄附金1,043万2,000円の追加で、1,044万3,000円となります。
1 項寄附金、同額であります。

18 款繰入金4,380万円の減額で、2 億770万円となります。
1 項基金繰入金5,480万円の減額で、1 億9,670万円となります。

2 項特別会計繰入金1,100万円の追加で、1,100万円となります。
19 款諸収入848万5,000円の追加で、1 億1,344万8,000円となります。

5 項雑入848万5,000円の追加で、8,991万8,000円となります。
20 款町債8,512万3,000円の減額で、2 億1,327万7,000円となります。

1 項町債、同額であります。

歳入合計が 1 億3,000万円の追加で、36億6,090万円となります。

次ページ、歳出であります。2、歳出、1 款議会費70万円の減額で、3,609万7,000円となります。

1 項議会費、同額であります。

2 款総務費5,211万5,000円の追加で、6 億2,636万8,000円となります。

1 項総務管理費4,960万1,000円の追加で、5 億9,235万2,000円となります。

3 項戸籍住民基本台帳費290万円の追加で、2,106万9,000円となります。

4 項選挙費38万6,000円の減額で、545万4,000円となります。

3 款民生費88万円の追加で、8 億7,601万2,000円となります。

1 項社会福祉費382万5,000円の追加で、7 億8,116万7,000円となります。

2 項児童福祉費294万5,000円の減額で、8,362万3,000円となります。

4 款衛生費2,188万1,000円の減額で、2億4,455万2,000円となります。

1 項保健衛生費1,200万7,000円の減額で、1億6,160万6,000円となります。

2 項清掃費987万4,000円の減額で、8,294万6,000円となります。

6 款農林水産業費3万9,000円の追加で、497万9,000円となります。

1 項林業費、同額であります。

7 款商工費8,039万7,000円の追加で、2億3,099万5,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

8 款土木費93万1,000円の減額で、4億2,416万7,000円となります。

1 項土木管理費93万1,000円の減額で、1億532万2,000円となります。

9 款消防費153万2,000円の減額で、1億5,147万5,000円となります。

1 項消防費、同額であります。

10 款教育費2,537万4,000円の追加で、1億7,228万1,000円となります。

1 項教育総務費2,858万8,000円の追加で、4,837万8,000円となります。

2 項小学校費116万6,000円の減額で、4,097万2,000円となります。

3 項中学校費8万8,000円の減額で、4,508万2,000円となります。

4 項社会教育費136万円の減額で、1,269万3,000円となります。

5 項保健体育費60万円の減額で、2,515万6,000円となります。

12 款公債費529万9,000円の減額で、3億7,513万4,000円となります。

1 項公債費、同額であります。

13 款職員費153万8,000円の追加で、5億1,293万7,000円となります。

1 項職員費、同額であります。

歳出合計が1億3,000万円の追加で、36億6,090万円となります。

次ページであります。第2表、繰越明許費。2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、事業名、住基・戸籍システム改修事業、事業費290万円、合計290万円。

第3表、地方債補正。1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。臨時財政対策、8,000万円、6,147万7,000円。過疎地域自立促進特別事業、5,320万円、5,050万円。役場庁舎本館除却事業、2,970万円、2,870万円。鶉若葉生活館建設事業、5,400万円、5,830万円。鶉若葉改良住宅屋根外壁補修事業、2,400万円、全額減額であります。東鶉団地外装改善事業、4,320万円、全額減額であります。

次、事項別明細書16ページ、歳出でございます。このたびの補正は最終補正予算であり、各費目の減額につきましてはそのほとんどが精査でありますので、予算額の読み上げとさせていただきます、減額の大きいものと追加となる費目を中心に説明をさせていただきますと思います。

3、歳出、1 款 1 項 1 目議会費70万円の減額は、精査であります。

2 款 1 項 1 目一般管理費5,252万5,000円の追加で、1億1,027万7,000円となります。7

節報償費から13節使用料及び賃借料は精査で、24節積立金はふるさと納税179件分をふるさとづくり基金に395万2,000円、減債基金に2,000万円、財政調整基金へ利息分3万4,000円、地域振興基金に2,948万円積立てするものであります。

11目地域振興費290万6,000円の追加で、2,717万3,000円となります。12節委託料は、乗合タクシー利用者増に伴い30万円の追加、18節負担金、補助及び交付金260万6,000円の追加は中央バス路線維持助成金の計上であります。

12目地域おこし協力隊事業費264万円の減額は、協力隊の人件費の精査で、13目役場庁舎建設費123万円、14目新型コロナウイルス感染症対策費196万円の減額は執行残の精査であります。

次ページであります。3項1目戸籍住民基本台帳費290万円の追加は、マイナンバーカード所有者が転出届、転入予約を行うことで来庁時間の短縮化が見込まれ、手続のワンストップ化を図るため改修経費を計上するものであります。

4項3目衆議院議員選挙費38万6,000円の減額は、精査であります。

3款1項1目社会福祉総務費646万3,000円の追加で、3億2,660万3,000円となります。1節報酬、18節負担金、補助及び交付金、27節繰出金は精査で、19節扶助費720万円の追加は重度心身障害者医療費と障害者自立支援給付費の相殺による追加であります。

2目老人福祉費40万円の減額、3目社会福祉施設費128万7,000円の減額、4目介護保険費376万7,000円の追加、7目後期高齢者医療費471万8,000円の減額は、いずれも精査であります。

2項1目児童福祉総務費173万5,000円の減額、次ページであります。2目認定こども園等複合施設費121万円の減額は、いずれも精査であります。

4款1項1目保健衛生総務費135万5,000円の追加は、水道事業会計の繰出金の追加であります。

2目予防費76万9,000円の減額、3目環境衛生費16万1,000円の減額は、いずれも精査であります。

4目新型コロナウイルスワクチン接種事業費1,243万2,000円の減額は、1、2回目ワクチン接種終了に伴う精査であります。

22ページに参ります。2項2目じん芥処理費887万4,000円の減額、3目し尿処理費100万円の減額は、いずれも精査であります。

6款1項1目林業振興費3万9,000円の追加は、森林環境譲与税基金に積立てするものであります。

7款1項2目企業開発費8,039万7,000円の追加で、1億9,554万7,000円となります。7節報償費39万7,000円の追加は、新製品開発奨励金の計上、18節負担金、補助及び交付金3,000万円の追加はコロナ禍によって大幅に減収が見込まれている振興公社への助成金を計上するもので、24節積立金5,000万円の追加は産業振興基金に積立てするものであります。

8款1項1目土木総務費93万1,000円の減額は、精査であります。

9款1項1目消防費153万2,000円の減額は、負担金の精査であります。

10款教育費、1項2目事務局費2,858万8,000円の追加で、4,701万6,000円となります。
18節負担金、補助及び交付金141万2,000円の減額は精査で、24節積立金3,000万円の追加は教育施設整備基金に積立てするものであります。

2項1目学校管理費38万2,000円の追加、2目教育振興費154万8,000円の減額、3項1目学校管理費76万3,000円の追加、2目教育振興費85万1,000円の減額で、備品購入費は児童生徒用タブレットの追加購入経費の計上で、負担金、補助及び交付金についてはコロナ対策費への組替えによる精査であります。

4項1目社会教育総務費120万円の減額、2目青少年対策費16万円の減額、5項1目保健体育総務費35万円の減額、2目体育施設費25万円の減額は、いずれも精査であります。

12款1項1目元金47万5,000円の追加と2目利子577万4,000円の減額は、いずれも臨時財政対策債利率見直しと一時借入金利子の精査であります。

13款1項1目職員給与費153万8,000円の追加は、時間外勤務手当の計上であります。

次に、9ページ、歳入であります。2、歳入、1款1項1目個人450万円の追加は所得割の増で、2目法人1,300万円の追加は誘致企業2社の決算納付の増であります。

4項1目町たばこ税300万円の追加は、販売本数増によるもので、2款3項1目森林環境譲与税3万9,000円の追加は交付決定額の追加であります。

10款1項1目地方交付税2億1,827万9,000円の追加は、普通交付税の交付決定額の追加であります。

13款1項4目土木使用料200万円の追加は、住宅使用料の精査であります。

14款1項1目民生費負担金432万3,000円の追加で、1億4,408万2,000円となります。1節社会福祉費負担金460万円の追加は、歳出増加分の国庫負担分の計上で、その他は精査であります。

2目衛生費負担金286万8,000円の減額は、精査であります。

2項1目総務費補助金403万4,000円の追加で、1億635万7,000円となります。1節総務管理費補助金260万円の追加は、住基・戸籍システム改修事業補助限度額の計上で、2節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金143万4,000円の追加は精査であります。

3目衛生費補助金989万1,000円の減額は、精査であります。

15款1項1目民生費負担金259万9,000円の追加で、7,907万8,000円となります。1節社会福祉費負担金、歳出増加分の道費負担分の計上で、その他は精査であります。

2目保険基盤安定拠出金162万1,000円の減額は、精査であります。

2項1目総務費補助金37万5,000円の追加は、交付決定額の計上で、2目民生費補助金93万円の減額は精査であります。

3項1目総務費委託金72万8,000円の減額は、精査であります。

16款1項2目利子及び配当金3万4,000円の追加は精査で、2項2目不動産売却収入386

万1,000円の追加は町有地売払収入の計上であります。

17款1項1目寄附金1,043万2,000円の追加は、1節一般寄附金10件分548万円の追加、2節ふるさと寄附金179件分495万2,000円を追加するものであります。

18款1項1目基金繰入金5,480万円の減額は、いずれも他の財源を確保できたことによる減額であります。

2項1目特別会計繰入金1,100万円の追加は、国民健康保険特別会計から一般会計に繰入れするものであります。

19款5項5目雑入848万5,000円の追加は、交付決定額の計上であります。

20款1項1目総務債2,222万3,000円の減額と2目民生債430万円の増額は、いずれも同意予定額の計上で、3目土木債6,720万円の減額は他の財源が確保できたことによるものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして、直ちに会議を再開いたします。

◎議案第9号

○議長（高橋成和） 日程第13、議案第9号 令和3年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第9号 令和3年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和3年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ871万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,388万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月9日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第9号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第 1 表、歳入歳出予算補正。1、歳入、3 款繰入金 16 万 2,000 円の減額で、3,054 万 2,000 円となります。

1 項一般会計繰入金、同額であります。

4 款諸収入 887 万 3,000 円の追加で、2,602 万 7,000 円となります。

2 項雑入 887 万 3,000 円の追加で、2,602 万 6,000 円となります。

歳入合計が 871 万 1,000 円の追加で、8,388 万 9,000 円となります。

2、歳出、1 款総務費 869 万 4,000 円の追加で、8,372 万 2,000 円となります。

1 項総務管理費 869 万 4,000 円の追加で、8,256 万 2,000 円となります。

2 款諸支出金 1 万 7,000 円の追加で、6 万 7,000 円となります。

1 項償還金及び還付加算金、同額であります。

歳出合計が 871 万 1,000 円の追加で、8,388 万 9,000 円となります。

事項別明細書 5 ページ、歳出であります。3、歳出、1 款 1 項 1 目一般管理費 869 万 4,000 円の追加で、8,256 万 2,000 円となります。18 節負担金、補助及び交付金 230 万 6,000 円の減額は精査で、27 節繰出金 1,100 万円の追加は前年度精算金の交付により余剰金が見込まれることから一般会計に繰り出しするものであります。

2 款 1 項 1 目償還金 1 万 7,000 円の追加は、過誤納還付金の計上であります。

次に、4 ページ、歳入であります。2、歳入、3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 16 万 2,000 円の減額は精査で、4 款 2 項 3 目雑入は前年度精算金の交付により 887 万 3,000 円を追加するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第 10 号

○議長（高橋成和） 次、日程第 14、議案第 10 号 令和 3 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第 10 号 令和 3 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和 3 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 399 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,681 万 9,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月9日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第10号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款後期高齢者医療保険料159万6,000円の減額で、4,113万4,000円となります。

1項後期高齢者医療保険料、同額であります。

3款繰入金244万1,000円の減額で、2,542万8,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

5款繰越金4万2,000円の追加で、4万2,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が399万5,000円の減額で、6,681万9,000円となります。

2、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金399万5,000円の減額で、6,480万円となります。

1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

歳出合計が399万5,000円の減額で、6,681万9,000円となります。

事項別明細書6ページ、歳出でございます。3、歳出、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金399万5,000円の減額は、精査であります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、1款1項1目特別徴収保険料153万4,000円の減額と2目普通徴収保険料6万2,000円の減額は、いずれも被保険者数の減によるものです。

3款1項1目事務費繰入金27万7,000円の減額と2目保険基盤安定繰入金216万4,000円の減額は、いずれも精査で、5款1項1目繰越金4万2,000円の追加は前年度繰越金を全額計上するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第11号

○議長（高橋成和） 次、日程第15、議案第11号 令和3年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第11号 令和3年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和3年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ303万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,779万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年3月9日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長(高橋成和) 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、議案第11号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、4款繰入金93万1,000円の減額で、9,449万7,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

6款町債210万円の減額で、1,250万円となります。

1項町債、同額であります。

歳入合計が303万1,000円の減額で、1億3,779万3,000円となります。

2、歳出、1款下水道費263万1,000円の減額で、4,567万8,000円となります。

1項下水道整備費263万1,000円の減額で、3,601万9,000円となります。

2款公債費40万円の減額で、9,201万5,000円となります。

1項公債費、同額であります。

歳出合計が303万1,000円の減額で、1億3,779万3,000円となります。

次ページであります。第2表、地方債補正。1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。流域下水道事業債、280万円、130万円。公営企業会計適用債、470万円、410万円。

事項別明細書6ページ、歳出でございます。3、歳出、1款1項1目総務管理費102万円の減額と2目下水道建設費161万1,000円の減額は、いずれも精査であります。

2款1項2目利子40万円の減額は、借入れ利率の変更と一時借入金の精査によるものであります。

次に、5ページ、歳入であります。2、歳入、4款1項1目一般会計繰入金93万1,000円の減額と6款1項1目下水道事業債210万円の減額は、いずれも精査であります。

以上でございます。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第12号

○議長(高橋成和) 次、日程第16、議案第12号 令和3年度上砂川町水道事業会計補正

予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第12号 令和3年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

（総則）

第1条 令和3年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度上砂川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（収入）

科目、第1款水道事業収益、既決予算額1億2,599万7,000円、補正予算額70万円の減額、計1億2,529万7,000円。

第1項営業収益、8,683万6,000円、260万円の減額、8,423万6,000円。

第2項営業外収益、3,916万1,000円、190万円、4,106万1,000円。

（支出）

科目、第1款水道事業費用、既決予算額1億2,599万7,000円、補正予算額70万円の減額、計1億2,529万7,000円。

第2項営業外費用、1,448万2,000円、70万円の減額、1,378万2,000円。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（収入）

科目、第1款資本的収入、既決予算額1億2,695万1,000円、補正予算額108万4,000円の減額、計1億2,586万7,000円。

第2項企業債、5,090万円、30万円の減額、5,060万円。

第3項国庫補助金、2,141万9,000円、23万9,000円の減額、2,118万円。

第4項他会計補助金、88万1,000円、54万5,000円の減額、33万6,000円。

次ページでございます。

（支出）

科目、第1款資本的支出、既決予算額1億8,185万1,000円、補正予算額108万4,000円の減額、計1億8,076万7,000円。

第2項建設改良費、7,320万円、108万4,000円の減額、7,211万6,000円。

（企業債）

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額「5,090万円」を「5,060万円」に改める。

（他会計からの補助金）

第5条 予算第8条に定めた、企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額「3,714万円」を「3,904万円」に、建設改良のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「88万1,000円」を「33万6,000円」に改める。

令和4年3月9日提出、北海道上砂川町水道事業管理者、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第12号について内容の説明をいたします。

3ページであります。令和3年度上砂川町水道事業会計予算実施補正計画書。収益的収入及び支出、収益的収入、1款水道事業収益70万円の減額で、1億2,529万7,000円となります。

1項営業収益260万円の減額で、8,423万6,000円となります。

1目給水収益260万円の減額で、8,409万4,000円となります。

2項営業外収益190万円の追加で、4,106万1,000円となります。

2目繰入金190万円の追加で、3,904万円となります。

収益的支出、1款水道事業費用70万円の減額で、1億2,529万7,000円となります。

2項営業外費用70万円の減額で、1,378万2,000円となります。

1目支払利息及び企業債取扱費70万円の減額で、880万7,000円となります。

次ページであります。資本的収入及び支出、資本的収入、1款資本的収入108万4,000円の減額で、1億2,586万7,000円となります。

2項企業債30万円の減額で、5,060万円となります。

1目企業債、同額であります。

3項国庫補助金23万9,000円の減額で、2,118万円となります。

1目国庫補助金、同額であります。

4項他会計補助金54万5,000円の減額で、33万6,000円となります。

1目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出108万4,000円の減額で、1億8,076万7,000円となります。

2項建設改良費108万4,000円の減額で、7,211万6,000円となります。

1目簡易水道等施設整備事業費、同額であります。

事項別明細書5ページ、収益的支出でございます。収益的支出、水道事業費用、営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費70万円の減額は、精査であります。

次に、収益的収入に参ります。収益的収入、水道事業収益、営業収益、1目給水収益260万円の減額は、家事用及び業務用使用料減少による精査で、水道事業収益、営業外収益、2目繰入金190万円の追加は一般会計繰入金を追加するものであります。

次に、6ページ、資本的支出であります。資本的支出、資本的支出、建設改良費、1目簡易水道等施設整備事業費108万4,000円の減額は、工事費等の精査であります。

次に、資本的収入に参ります。資本的収入、資本的収入、企業債、1目企業債30万円の

減額、資本的収入、国庫補助金、1目国庫補助金23万9,000円の減額、資本的収入、他会計補助金、1目他会計補助金54万5,000円の減額は、いずれも工事費等の減額による精査であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、明日午前10時から本会議を再開いたしますので、出席のほどよろしくお願い申し上げます。

本日はご苦労さまでした。

（散会 午前11時24分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 藏 根 高 史

署 名 議 員 笹 木 笑 子

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和 4 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 2 日）

3 月 1 0 日（木曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 4 7 分 散 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 議案第 3 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第 4 号 上砂川町公告式条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 5 号 公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 6 号 上砂川町商店街近代化特別融資利子等補給に関する条例を廃止する条例制定について
- 第 6 議案第 7 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 7 議案第 8 号 令和 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 第 8 議案第 9 号 令和 3 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 第 9 議案第 1 0 号 令和 3 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 0 議案第 1 1 号 令和 3 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 1 議案第 1 2 号 令和 3 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- ※ 議案第 3 号～第 1 2 号までは、質疑・討論・採決とする。
- 第 1 2 議案第 1 3 号 令和 4 年度上砂川町一般会計予算
- 第 1 3 議案第 1 4 号 令和 4 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 第 1 4 議案第 1 5 号 令和 4 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 1 5 議案第 1 6 号 令和 4 年度上砂川町下水道事業特別会計予算
- 第 1 6 議案第 1 7 号 令和 4 年度上砂川町水道事業会計予算
- ※ 議案第 1 3 号～第 1 7 号までは、提案理由・内容説明までとする。
- 第 1 7 予算特別委員会設置及び付託について

○会議録署名議員

2 番 藏 根 高 史 3 番 笹 木 笑 子

◎開議の宣告

- 議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。
理事者側につきましては、全員出席しております。
定足数に達しておりますので、令和4年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

- 議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、2番、藏根議員、3番、笹木議員を指名いたします。よろしく願いいたします。
-

◎議案第 3号 議案第 4号 議案第 5号 議案第 6号 議案第 7号
議案第 8号 議案第 9号 議案第10号 議案第11号 議案第12号

- 議長（高橋成和） 日程第2、議案第3号から日程第11、議案第12号につきましては既に提案理由及び内容説明が終了しておりますので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第2、議案第3号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第3、議案第4号 上砂川町公告式条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 上砂川町公告式条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第5号 公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第5、議案第6号 上砂川町商店街近代化特別融資利子等補給に関する条例を廃止する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 上砂川町商店街近代化特別融資利子等補給に関する条例を廃止する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第7号 公の施設に係る指定管理者の指定について議題といたします。
本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 公の施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第8号 令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第11号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第11号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第9号 令和3年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 令和3年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第10号 令和3年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 令和3年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第10、議案第11号 令和3年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 令和3年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第11、議案第12号 令和3年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 令和3年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第17号

○議長（高橋成和） 日程第12、議案第13号から日程第16、議案第17号までにつきましては関連がございますので、一括議題とし、提案理由並びに予算の大綱、内容説明を求めてまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、日程第12、議案第13号 令和4年度上砂川町一般会計予算から日程第16、議案第17号 令和4年度上砂川町水道事業会計予算まで一括議題といたします。

それでは、議案第13号から議案第17号の提案理由と予算の大綱につきまして説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第13号 令和4年度上砂川町一般会計予算から議案第17号 令和4年度上砂川町水道事業会計予算まで提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

予算書1ページを御覧願います。議案第13号 令和4年度上砂川町一般会計予算。

令和4年度上砂川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ28億2,220万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度

額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、10億円と定める。

次ページでございます。2ページ。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等、共済費及び負担金、補助及び交付金(退職手当組合負担金に限る)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月9日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、111ページを御覧願います。議案第14号 令和4年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算。

令和4年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,261万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月9日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、121ページを御覧願います。議案第15号 令和4年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算。

令和4年度上砂川町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,799万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月9日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、131ページを御覧願います。議案第16号 令和4年度上砂川町下水道事業特別会計予算。

令和4年度上砂川町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億4,519万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、3,000万円と定める。

令和4年3月9日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、151ページを御覧願います。議案第17号 令和4年度上砂川町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和4年度上砂川町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数1,520戸
- (2) 年間給水量34万7,080立方メートル
- (3) 1日平均給水量951立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入、第1款水道事業収益1億1,683万3,000円。第1項営業収益8,402万6,000円。第2項営業外収益3,280万7,000円。

支出、第1款水道事業費用1億1,683万3,000円。第1項営業費用1億547万6,000円。第2項営業外費用1,125万7,000円。第3項予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,952万9,000円は、当年度損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入7,778万7,000円。第1項出資金5,148万7,000円。第2項企業債1,630万円。第3項国庫補助金808万1,000円。第4項他会計補助金191万9,000円。

支出、第1款資本的支出1億2,731万6,000円。第1項企業債償還金1億101万6,000円。第2項建設改良費2,630万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。起債の目的、簡易水道等施設整備事業。限度額、1,630万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、

町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、8,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第7条 次にあげる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費2,076万5,000円

(他会計からの補助金)

第8条 企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額は、3,084万9,000円とし、建設改良のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、191万9,000円、企業債償還金のため、一般会計からこの会計へ出資を受ける金額は、5,148万7,000円とする。

令和4年3月9日提出、北海道上砂川町水道事業管理者、北海道上砂川町長。

以上、議案第13号から議案第17号まで提案理由を申し上げますが、引き続き予算の大綱を読み上げ、説明とさせていただきますので、お手元に配付しております令和4年度各会計予算の大綱を御覧願います。

1ページでございます。初めに、令和4年度予算編成方針であります。

令和4年度当初予算は、4月に任期満了に伴う町長選挙が執り行われることから、政策的な予算につきましては町長選挙後の議会に提案すべく、各会計とも骨格予算とし、義務的経費や経常経費及び建設事業にあつては補助事業を中心とした予算となっております。

本町の財政状況は、町税等の自主財源に乏しく、依然として地方交付税に大きく依存する状況が続いていることから、引き続き効率的かつ効果的な財政運営に努めてまいります。

このような厳しい財政状況下ではありますが、全ての世代が町の主人公として元気に充実した生活を送り、様々な場面で活躍することのできる施策の予算化を図り、一人でも多くの町民の希望や願いを実現できる町として各種の支援を行ってまいります。子供から高齢者まで全ての町民が誇りと愛着を深め、未来に向かって共に創造していく町づくりに向けて限られた財源の有効活用を図り、第7期上砂川町総合計画に基づき予算編成を行ったところでございます。

その結果、予算規模であります。5ページにもまとめておりますが、一般会計28億2,220万円、4特別会計合計で5億3,995万円、合計で33億6,215万円となったところであります。

以下、令和4年度各会計予算の概要についてご説明申し上げます。一般会計予算の概要であります。本年度の一般会計予算規模は28億2,220万円で、前年度比7.6%、2億3,130万円の減となったところであります。減額の主な要因は、役場庁舎建設事業の終了等によるものですが、本町の重点課題である地域公共交通の確保に関しましては近年路線バス減

少が顕著となっておりますが、地域住民の足を守る観点から、路線維持と代替交通の充実化を図るべく関係予算を計上し、有害鳥獣対策に関しましては住環境侵入防除のための草刈り対策経費を、また新たに地域サポーター役としての集落支援員を配置することでデジタル弱者支援対策や地域の困り事などに対応してまいります。子育て支援対策といたしましては、認定こども園を中心とした各種支援を継続するとともに充実させ、学校においてはICTを活用した学習支援を図るなど教育環境の整備充実を図ります。また、自然災害時に備え、地域における防災訓練を実施するとともに、高齢者対策といたしましては除雪サービスや地域包括ケアシステム推進など、事業を引き続き実施するための関係予算を計上したところであります。

なお、建設事業費につきましては補助事業を中心とし、その他の単独事業につきましては町長選挙後において、また記載はございませんが、コロナ対策につきましても補正予算にてお諮りをさせていただきたいと考えております。

歳入の概要であります。6ページも併せてご参照願います。町税につきましては、法人町民税の増等により、前年度比5.3%増の1億6,527万4,000円としたところであります。

地方譲与税につきましては、森林環境譲与税が増税されたことを勘案し、前年度比4.4%増の1,740万円としたところであります。

地方交付税、普通交付税で15億9,000万円、特別交付税で1億6,800万円を見込み、総額では前年度対比6.5%増の17億5,800万円としたところであります。

国庫支出金、土木建設事業補助金、障害者自立支援費負担金などの増により、前年度比7.3%増の2億1,557万8,000円としたところであります。

道支出金、障害者自立支援費負担金などの増により、前年度比2.2%増の1億1,304万5,000円としたところであります。

町債、公共施設等整備事業債などの減により、前年度比45.3%減の1億7,470万円としたところであります。

繰越金につきましては、前年度同額の3,000万円を計上しております。

繰入金、役場本庁舎建設事業等の終了により、皆減となっております。

次に、歳出の概要でございます。7ページもご参照願います。初めに、人件費であります。議員報酬や職員の給料、諸手当など、前年度比4.3%増の7億1,827万3,000円としたところであります。

扶助費は、障害者自立支援費など、前年度比1.8%増の3億200万8,000円としております。

公債費は、令和3年度まで借入れいたしました長期債の元利償還金と一時借入金利子により、前年度比12.8%増の4億2,931万7,000円としております。

物件費は、庁舎及び各公共施設の管理経費など、前年度比5.5%減の2億9,124万7,000円としております。

維持補修費、道路維持及び公営住宅修繕など、前年度比23.3%増の9,942万7,000円としております。

補助費等、各団体及び一部事務組合負担金など、前年度比3.7%増の5億3,862万4,000円としております。

投資的経費、公営住宅改修事業及び橋梁長寿命化事業など、前年度比63.0%減の1億9,050万円としております。

貸付金、中小企業融資貸付金により、前年度比41.7%減の773万円としております。

繰出金、国民健康保険事業特別会計など4特別会計繰出金合計で、前年度比2.9%減の2億3,867万4,000円としております。

続きまして、各特別会計予算の概要であります。5ページも併せてご参照願います。国民健康保険事業特別会計につきましては、空知中部広域連合への分賦金など、前年度比9.9%増の8,261万3,000円としております。

後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療に係る北海道後期高齢者医療広域連合への分賦金など、前年度比4.0%減の6,799万6,000円としております。

下水道事業特別会計につきましては、下水道施設の管理経費など、前年度比3.1%増の1億4,519万6,000円としております。

水道事業会計は、収益的収支では人件費や長期債償還利子など、資本費では水道施設整備事業など、収益、資本費合計で前年度比20.7%減の2億4,414万9,000円としております。

一般会計及び各特別会計の詳細の概要につきましては、予算審議の中で各担当よりご説明申し上げます。また、令和4年度の主要事業につきましては8ページから14ページまで、積立金の状況につきましては15ページに掲載しておりますので、ご参照願います。

以上、提案理由及び予算の大綱の説明とさせていただきますが、以下内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由と予算の大綱の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） ご指示によりまして、内容の説明をいたします。

初めに、議案第13号、一般会計予算でございます。予算書4ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1款町税1億6,527万4,000円、1項町民税8,380万1,000円、2項固定資産税4,850万円、3項軽自動車税644万円、4項町たばこ税2,121万8,000円、5項入湯税531万5,000円。

2款地方譲与税1,740万円、1項地方揮発油譲与税300万円、2項自動車重量譲与税1,100万円、3項森林環境譲与税340万円。

3款利子割交付金50万円、1項利子割交付金、同額であります。

4款配当割交付金10万円、1項配当割交付金、同額であります。

5款株式等譲渡所得割交付金10万円、1項株式等譲渡所得割交付金、同額であります。

6款法人事業税交付金100万円、1項法人事業税交付金、同額であります。

7款地方消費税交付金7,010万円、1項地方消費税交付金、同額であります。

8款環境性能割交付金300万円、1項環境性能割交付金、同額であります。

9款地方特例交付金10万円、1項地方特例交付金、同額であります。

10款地方交付税17億5,800万円、1項地方交付税、同額であります。

11款交通安全対策特別交付金10万円、1項交通安全対策特別交付金、同額であります。

12款分担金及び負担金46万9,000円、1項負担金、同額であります。

13款使用料及び手数料1億6,512万7,000円、1項使用料1億4,916万4,000円、2項手数料246万3,000円、3項証紙収入1,350万円。

14款国庫支出金2億1,557万8,000円、1項国庫負担金1億4,282万3,000円、2項国庫補助金7,159万9,000円、3項国庫委託金115万6,000円。

次ページであります。15款道支出金1億1,304万5,000円、1項道負担金9,513万2,000円、2項道補助金758万7,000円、3項道委託金1,032万6,000円。

16款財産収入1,548万9,000円、1項財産運用収入1,545万8,000円、2項財産売却収入3万1,000円。

17款寄附金1万1,000円、1項寄附金、同額であります。

18款諸収入9,210万7,000円、1項延滞金、加算金及び過料1万1,000円、2項町預金利子5万円、3項貸付金元利収入773万円、4項受託事業収入1,036万9,000円、5項雑入7,394万7,000円。

19款町債1億7,470万円、1項町債、同額であります。

20款繰越金3,000万円、1項繰越金、同額であります。

歳入合計が28億2,220万円であります。

次ページ、歳出であります。2、歳出、1款議会費3,780万7,000円、1項議会費、同額であります。

2款総務費2億633万3,000円、1項総務管理費1億6,716万4,000円、2項徴税費1,089万9,000円、3項戸籍住民基本台帳費1,625万4,000円、4項選挙費1,075万3,000円、5項統計調査費11万9,000円、6項監査委員費114万4,000円。

3款民生費6億8,573万7,000円、1項社会福祉費6億2,689万9,000円、2項児童福祉費5,651万6,000円、3項生活保護費208万2,000円、4項災害救助費24万円。

4款衛生費1億9,941万9,000円、1項保健衛生費1億1,977万8,000円、2項清掃費7,964万1,000円。

5款労働費281万9,000円、1項労働費、同額であります。

6款農林水産業費596万4,000円、1項林業費、同額であります。

7款商工費4,436万4,000円、1項商工費、同額であります。

8款土木費3億8,155万6,000円、1項土木管理費1億423万4,000円、2項道路橋りょう費1億5,298万2,000円、3項住宅費1億2,434万円。

9款消防費1億5,361万5,000円、1項消防費、同額であります。

10款教育費1億2,435万円、1項教育総務費1,751万9,000円、2項小学校費4,407万5,000

円、3項中学校費4,407万4,000円、4項社会教育費709万2,000円、5項保健体育費1,159万円。

11款災害復旧費10万円、1項農林水産業施設災害復旧費、同額であります。

12款公債費4億2,931万7,000円、1項公債費、同額であります。

13款職員費5億4,781万9,000円、1項職員費、同額であります。

14款予備費300万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が28億2,220万円であります。

次ページであります。第2表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。臨時財政対策、2,200万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

過疎地域持続的発展特別事業、5,040万円、同上、同上、同上。

緑橋長寿命化補修事業、3,770万円、同上、同上、同上。

緑が丘団地除却事業、1,320万円、同上、同上、同上。

東鶉団地外装改善事業、5,140万円、同上、同上、同上。

合計1億7,470万円。

次に、議案第14号、国民健康保険特別会計予算でございます。112ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1款国民健康保険税2,789万8,000円、1項国民健康保険税、同額であります。

2款使用料及び手数料1万2,000円、1項手数料、同額であります。

3款繰入金3,466万円、1項一般会計繰入金、同額であります。

4款諸収入2,004万3,000円、1項延滞金及び過料1,000円、2項雑入2,004万2,000円。

歳入合計が8,261万3,000円であります。

2、歳出、1款総務費8,246万3,000円、1項総務管理費8,130万3,000円、2項徴税费116万円。

2款諸支出金5万円、1項償還金及び還付加算金、同額であります。

3款予備費10万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が8,261万3,000円であります。

次に、議案第15号、後期高齢者医療特別会計予算でございます。122ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1款後期高齢者医療保険料4,059万6,000円、1項後期高齢者医療保険料、同額であります。

2款使用料及び手数料1,000円、1項手数料、同額であります。

3款繰入金2,718万5,000円、1項一般会計繰入金、同額であります。

4款諸収入21万4,000円、1項延滞金、加算金及び過料2,000円、2項預金利子1,000円、

3 項雑入21万1,000円。

歳入合計が6,799万6,000円であります。

2、歳出、1 款総務費202万1,000円、1 項総務管理費80万4,000円、2 項徴収費121万7,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金6,566万5,000円、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

3 款諸支出金21万円、1 項償還金及び還付加算金、同額であります。

4 款予備費10万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が6,799万6,000円であります。

次に、議案第16号、下水道事業特別会計予算でございます。132ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1 款分担金及び負担金1万8,000円、1 項受益者分担金、同額であります。

2 款使用料及び手数料2,900万2,000円、1 項使用料、同額であります。

3 款国庫支出金450万円、1 項国庫補助金、同額であります。

4 款繰入金9,257万4,000円、1 項一般会計繰入金、同額であります。

5 款諸収入2,000円、1 項延滞金及び過料1,000円、2 項雑入1,000円。

6 款町債1,910万円、1 項町債、同額であります。

歳入合計が1億4,519万6,000円であります。

2、歳出、1 款下水道費5,301万5,000円、1 項下水道整備費4,359万7,000円、2 項下水道維持費941万8,000円。

2 款公債費9,208万1,000円、1 項公債費、同額であります。

3 款予備費10万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が1億4,519万6,000円であります。

次ページであります。第2表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。流域下水道事業債、370万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

資本費平準化債、780万円、同上、同上、同上。

公営企業会計適用債、310万円、同上、同上、同上。

特定環境保全公共下水道事業債、450万円、同上、同上、同上。

次に、議案第17号、水道事業会計予算でございます。154ページをお開き願います。令和4年度上砂川町水道事業会計予算実施計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、1 款水道事業収益1億1,683万3,000円、1 項営業収益8,402万6,000円、1 目給水収益8,388万4,000円、2 目その他の営業収益14万2,000円。2 項営業外収益3,280万7,000円、1 目受取利息及

び配当金2万円、2目繰入金3,084万9,000円、3目他会計負担金188万8,000円、4目雑収益5万円。

収益的支出、1款水道事業費用1億1,683万3,000円、1項営業費用1億547万6,000円、1目原水及び浄水費2,074万7,000円、2目配水及び給水費1,008万6,000円、3目業務費139万5,000円、4目総係費2,370万8,000円、5目減価償却費4,927万2,000円、6目資産減耗費25万8,000円、7目その他の営業費用1万円。2項営業外費用1,125万7,000円、1目支払利息及び企業債取扱費632万5,000円、2目雑支出31万4,000円、3目消費税及び地方消費税461万8,000円。3項予備費10万円、1目予備費、同額であります。

次ページであります。資本的収入及び支出。資本的収入、1款資本的収入7,778万7,000円、1項出資金5,148万7,000円、1目負担区分に基づかない出資金、同額であります。2項企業債1,630万円、1目企業債、同額であります。3項国庫補助金808万1,000円、1目国庫補助金、同額であります。4項他会計補助金191万9,000円、1目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出1億2,731万6,000円、1項企業債償還金1億101万6,000円、1目企業債償還金、同額であります。2項建設改良費2,630万円、1目簡易水道等施設整備事業費、同額であります。

以上で内容の説明を終わらせていただきますが、一般会計及び各特別会計の事項別明細書につきましては後日担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で内容の説明を終わります。

◎予算特別委員会設置及び付託について

○議長（高橋成和） 日程第17、予算特別委員会設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第13号から議案第17号までについて、委員会条例の規定により7名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号から議案第17号までについては、7名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例の規定により議長において指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。予算特別委員会の委員については、議長を除く議員7名全員を指名いたします。

お諮りいたします。本特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例の規定により委員会において互選することになっておりますが、申合せによりまして行政常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、委員長に笹木議員、副委員長には越前議員を指名いたします。

◎休会について

○議長（高橋成和） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日11日から15日までの5日間、議案調査等のために休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、11日から15日までの5日間は休会することに決定いたしました。

なお、休会中の11日につきましては常任委員会を、14日につきましては予算特別委員会を開催して付託案件の審議をしていただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。

また、16日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席のほどよろしくお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（高橋成和） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前10時47分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 藏 根 高 史

署 名 議 員 笹 木 笑 子

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和 4 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 3 日）

3 月 1 6 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 5 6 分 閉 会

○議事日程 第 3 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 1 3 号 令和 4 年度上砂川町一般会計予算
- 第 4 議案第 1 4 号 令和 4 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 第 5 議案第 1 5 号 令和 4 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第 1 6 号 令和 4 年度上砂川町下水道事業特別会計予算
- 第 7 議案第 1 7 号 令和 4 年度上砂川町水道事業会計予算
※ 議案第 1 3 号～第 1 7 号までは、予算特別委員会委員長報告・採決とする
- 第 8 調査第 1 号 所管事務調査について
（追加日程）
- 第 9 議案第 1 8 号 令和 4 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 0 決議案第 1 号 ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵略を厳しく非難し、平和的解決を強く求める決議
- 第 1 1 意見書案第 1 号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書

○会議録署名議員

2 番 藏 根 高 史 3 番 笹 木 笑 子

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和4年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、2番、藏根議員、3番、笹木議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（高橋成和） 日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 石 田 浩 二 議 員

○議長（高橋成和） 1番、石田議員、ご登壇の上ご発言願います。

○1番（石田浩二） 新型コロナウイルス感染症の自宅待機についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症で濃厚接触者や軽症患者になった場合は、自宅待機となり、外出を控えることを保健所から求められますが、知人や親族の協力が得られない方や保健所からの指示待ちをしている間に日常生活が困難になる場合が考えられると思います。町民は、回復するまでの期間は不安で混乱したりする可能性があり、通常どおりの日常生活を送れるまでの支援や相談を求められると予想されます。今後も感染症の流行がある場合を想定し、日々の町民の暮らしの安全を伝えていくべきだと私は思いますので、日用品や食料品の確保や準備が町として必要な状況になっていると考えられますが、町としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの1番、石田議員の質問に対し、答弁を求めます。林福祉課参事。

○福祉課保健予防担当参事（林 孔美） 1番、石田議員のご質問、新型コロナウイルス感染者の自宅待機についてお答えいたします。

北海道では、新型コロナウイルス感染症の陽性者で自宅療養する方に対し、無料で10日分の食品及び日用品などの自宅療養セットを配送する支援を行っておりますが、道は2月

3日から感染者と同居する家族について症状があれば検査せずに医師の診断で疑似症患者、みなし陽性者とする運用を始め、こうした対応を背景に自宅療養者が急増し、道内の自宅療養者は3月8日現在1万7,000人を超えており、自宅療養セットの配送までに時間を要する状況であります。

ご質問の本町の新型コロナウイルス感染者の自宅待機への対応であります。町民の陽性が確認された場合の町への通知は年代、性別、症状、治療状況のみで、本人が公表を希望しない場合には症状と治療状況のみとなり、それ以上の情報がないのが現状ですが、本町のケースでは陽性者が特定され、本人の同意の下、町保健師が電話で健康相談や食料の状況を把握するなどの対応をしており、道の自宅療養セットの配送が遅れていることを受け、必要な食料を確認して町内業者より購入し、速やかに自宅療養支援セットを自宅の玄関先まで届ける支援を行っております。今後におきましても食料などの調達が困難な自宅療養者が増えていくことも想定されますので、ホームページや町広報などを通じて住民周知を図るとともに、自宅療養者や感染に不安のある方からの相談対応や食料調達が困難な方に対しては自宅療養支援セットの無償配付を行うことで自宅療養者の不安や負担を軽減し、療養に専念できるよう支援してまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○1番（石田浩二） ございません。ありがとうございました。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

◇ 小 澤 一 文 議 員

○議長（高橋成和） 次、4番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（小澤一文） 通告に従いまして、移住定住者施策について質問いたします。

コロナ禍を機に地方への移住、定住の関心が高まっていますが、総務省によると東京都は昨年7月以降5か月連続で転出者が転入者を上回る状況が続いており、また札幌市では政令都市移行後初めて1月1日現在の人口が減少に転じたと報道され、注目をされています。これらは、脱都会の動きであり、地方への移住、定住の関心の高さを表しているかもしれません。

本町に目を向けますと、さきの第1期上砂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略における移住定住者施策から移住定住奨励金、また就業者移住定住奨励金等の受給者となった一般住民20世帯29人の移住が実現しています。また、第2期総合戦略では、人口減少問題について関係人口にも着目しながら、長期的な視点に立った移住定住者施策が重要な取組であるとしています。K P Iの目標値も令和6年には20代から30代世帯の移住者数を20人としています。引き続き目標達成に向けた取組に期待をしているところです。

さて、移住、定住の決め手となる要素は、人それぞれです。まずは、移住希望者のニーズを的確に捉えてその選択肢の一つになることが移住者獲得の第一歩と言われていています。愛媛県西条市では、子育て世帯にターゲットを絞り込み、戦略的な取組を展開し、その結

果移住者の人数が2017年度が106人、18年度289人、19年度346人と年々増加をしているようです。そこには、緻密な戦略と移住者を呼び込むための売りや他との差別化を図る先進的な取組の結果と評価されています。こうして現在では、全国の多くの自治体が取組を進めている移住定住者対策ですが、今後本町が埋没することなく移住定住者獲得への流れを着実に進めるためには他との差別化をさらに加速し、実現することが重要な取組になるものと考えますが、この点について見解をお伺いします。また、併せて関係人口創出の進捗状況についてお伺いし、質問を終わります。

○議長（高橋成和） ただいまの4番、小澤議員の質問に対し、答弁を求めます。鷲尾企画課長。

○企画課長（鷲尾仁志） 4番、小澤議員のご質問、移住定住者施策の差別化についてお答えいたします。

人口減少対策、少子高齢化対策が最重要課題となっている本町におきましては、課題解決に向けた取組を積極的に展開しており、移住定住奨励金事業や民間賃貸住宅家賃助成のほか、子供の成長に合わせて育児用品購入事業や保育費無償化事業、公設学習塾、高校生以下医療費助成事業など安心して子供を産み育てる環境づくりの推進と高齢者等冬の生活支援事業や在宅高齢者等除雪サービス事業など高齢者施策に重点を置き、議員ご質問の移住定住者施策の差別化という点においては特に子育て世代を中心とした若年層に着目し、取組を進めているところであります。

第1期総合戦略において数値目標として設定した20代から30代世帯の移住数は、達成できずに終わりましたが、人口減少対策においては年々社会減の減少幅が改善するなど一定の効果が始め、これまで継続してきた関連事業の効果が少しずつではありますが、現れてきているものと考えております。

関係人口の創出につきましては、例えば当初予定をしていたシェアハウスを活用した就業体験、暮らし体験パッケージの実施や町づくりに関する若者の機運醸成に加え、既存事業である福井市鶉地区との交流など、コロナ禍による行動制約により思うように進んでいないというのが現状であります。ふるさと納税の仲介サイトを開設したことにより納税者が10倍程度伸長するなど、一部では関係人口の増加も見られております。

今後は、感染症に伴う課題が加わったことにより、総合計画の一部見直しを検討するなど、新たなツールを取り入れることによりアフターコロナを見据えた体制を構築するとともに、これまで同様地域おこし協力隊や関係団体と連携を図りながら、本町の歴史や地域資源を生かした魅力ある町づくりと移住定住対策に取り組んでまいりますことを申し上げます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。小澤議員。

○4番（小澤一文） 関係人口の創出について再質問させていただきます。

関係人口は、観光以上移住未満とも言われ、移住、定住に直接につながるものではありませんが、関係人口となる人たちが上砂川町のために一緒になって汗をかいてくれる、そ

してそこに新しい地域づくりの形ができて町が元気になっていくという理想を描いてしまっていますが、本町がこの関係人口に期待するところとは何かをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋成和） 小澤議員の再質問に対し、答弁を求めます。鷺尾課長。

○企画課長（鷺尾仁志） 小澤議員のただいまの再質問についてでございますが、関係人口につきましても移住への関心がつながるとともに、長期的な視点で見ると地域の活性化の鍵になるものと私たちも考えております。先ほど申し上げましたとおり、コロナ禍の中でどのように関係人口の創出に努めていくか、例えば移住定住対策では各種アンケートを実施しております、一つの例ではありますけれども、誘致企業の町外に勤めている方から条件がそろえば町内に住みたい、住んでもよいという声もあります。そのような声もどう反映させていくか、関係人口の創出と絡めながら課題に取り組んでいかなければならないと思っております。また、町の魅力の創出、PRという観点からも現在進めております町内アクティビティープラン開発会議であったり、地域おこし協力隊の事業であったり、また広域的な取組として空知創生協議会の事業への参加、他町とのふるさと納税返礼品の連携、民間企業の連携なども取り組みながら、試験的であってもできるところから取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再度質問があれば許可いたします。

○4番（小澤一文） 終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

◇ 笹木笑子議員

○議長（高橋成和） 次、3番、笹木議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（笹木笑子） オミクロン株による新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えない中、困難と不安のある生活を余儀なくされて2年になります。この間の経済活動に対する直接支援のみならず、いち早いマスクの配付からこのたびの抗体検査キットの配付と不安に寄り添う支援に敬意を表します。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。コロナ禍における子供のウェルビーイングについて。子供のウェルビーイングとは、子供の健康を単に身体的、精神的、社会的に病気でないというだけでなく、子供の発達を身体面、心理面、社会的場面、そして自分の未来を創造する力の4つの側面から子供の安全と健康を保障する考え方です。子供が心安らぐ安定した生活環境を持ち、希望や夢への期待を持って生活できている状態、健康で安定した生活を実現できている状態をウェルビーイングといいます。コロナ禍が長引く中での子供たちの生活、発達に与える影響は大きいと考えられ、子供のウェルビーイングが一層問われる日々を過ごしています。そこで、子供のウェルビーイングの視点から次の3点について考えを伺いたいと思います。

1点目、新型コロナウイルス感染による差別、いじめ、不登校について。現在は発生し

ていないとのことですが、終息が見えない中、今後においてウイルス感染による差別、偏見などの影響を子供だけでなく保護者からも懸念されています。深刻化を未然に防ぐ観点が必要と考えます。教育現場の負担は増していると推測されることから、行政の支援が重要と考えます。一例として、本町単独でのスクールカウンセラーの配置は困難でも、何かあれば気軽に相談できる子どもと親の相談員の配置による相談体制の充実を図ることで子供と保護者がともに安心でき、心のケアにも有効と考えますが、いかがでしょうか。

2点目、生理の貧困について。子供の貧困が社会問題になっていますが、このコロナ禍で生理の貧困が顕在化されました。本町においても特に複数の女子を育てる保護者にとっての負担は重い、口にしづらく、表に出にくいと推測します。国の子供・若者育成支援推進大綱でも学校で生理用品を必要とする児童生徒への対応がなされるように教育委員会に対し促すと示されています。必要としている子供が声に出すことができない状況をつくらない、そのような配慮が大切と考えます。学校トイレの個室に常備するなどの好事例もあります。健康につながる必需品と考えますが、見解をお伺いいたします。

3点目、学校だよりの配布について。コミュニティ・スクールが導入されて2年、学校と地域が連携して学校づくり、地域づくりを推進し、子供の成長を地域で見守り、地域の子供は地域で守る風土づくりがコロナ禍により行事への参加、町民参観日の中止などが余儀なくされ、交流の機会も限られています。その状況下で毎月の学校だよりに学校、子供たちの活動、姿を可視化されていましたが、今年度より広報の折り込みチラシの消滅により学校だよりの町民への配布が中止となり、学校、子供と地域のつながりはさらに弱くなったと考えます。学校、家庭、地域が一体となった教育環境づくりは、子供の安全で安定した生活、ウエルビーイングにつながると考えられます。そのツールの一つとして、学校だよりの町民への配布について見解をお聞かせください。

以上です。

○議長（高橋成和） ただいまの3番、笹木議員の質問に対し、答弁を求めます。米田教育次長。

○教育次長（米田淳一） 3番、笹木議員のご質問、子供のウエルビーイングについてお答えいたします。

1点目の新型コロナウイルス感染による差別、いじめ、不登校についてであります。現在国内においては新型コロナウイルスのオミクロン株の流行によって特に子供たち若年層への感染が広がる中、本町中学校におきましても2度の学年閉鎖を余儀なくされました。このような状況下において子供たちが不安や様々なストレスを抱えていることに対し、文部科学省は心のケアに努め、いじめ、差別などのないよう教育現場に適切な対応を求めています。本町では、北海道教育委員会より2週に1回の割合で中学校に1名のスクールカウンセラーの派遣を受けており、子供たちの様々な不安や悩みなどの相談事に対して保護者も交えて養護教諭やその他の教員と共に親身な対応に当たっております。子どもと親の相談員配置につきましては、文部科学省が所管し、都道府県が実施主体となって平成16

年度に創設された制度で、現在全国の小学校で約900校に配置をされておりますが、人材の確保は各自治体に委ねられていることから、専門的知識を有する人材を確保することは現状として早急には難しいと考えており、現在派遣を受けているスクールカウンセラーを今後ケースによっては小学校への配置も求めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

2点目の生理の貧困であります。本町小中学校においては在校生の約4割の世帯が要保護、準要保護世帯で就学援助を受けているものの、学校からは経済的貧困から生理用品を買うことができず困窮している児童生徒は現時点ではないとの報告を受けております。各学校においては、養護教諭が子供たちの相談に丁寧な対応に当たること、また話しやすい雰囲気づくりに努めている中で生理用品は小中学校ともに保健室に常備しており、実態としましては持参を忘れた、あるいは突発的に必要となった子供たちはちゅうちょなく保健室の養護教諭を訪れ、対応してもらっていること、また中学校にあつては令和4年度より個々の健康診断カードの中で生理のことへの不安があれば記載できるよう書式を改める検討もしております。しかしながら、思春期の子供たちにはデリケートなことでありますことから、潜在化することのないよう各学校に対し日頃から健康観察を行う中で経済的な理由で生理用品を用意できなく困っている子供がいないかを見落とすことのないよう指導してまいります。

次に、3点目の学校だよりの配布であります。高齢化する各町広報委員の負担軽減のため、本年度より広報紙への折り込み物は原則廃止することとした中で学校だよりにつきましても折り込みを中止いたしました。開かれた学校づくりを目指す目標とは残念ながら相反し、議員ご指摘のとおりコロナ禍により学校行事の中止もしくは参観の制限など縮小が求められており、今学校でどのようなことが行われているのか、地域としていかに関わっていきけるのかが不透明になりつつあります。そのような中で学校だよりは、保護者のみならず住民にとりましても学校を知る意味で唯一の媒体と認識しておりますことから、今後学校と協議をし、役場庁舎をはじめとする公共施設への配置や町ホームページへの掲載など、何らかの形で希望される方が手にすることができるよう検討してまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○3番（笹木笑子） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

◇ 藏 根 高 史 議員

○議長（高橋成和） 次、2番、藏根議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（藏根高史） 食品ロスの削減推進に関する計画についてお伺いいたします。

日本に住んでいる私たちにとって御飯が食べられないという問題はあまり身近に感じられません。世界規模では食料を満足に得られない人は多く、世界飢餓人口は8億人とも

言われ、飢餓により命を落とす人も数多く存在しております。世界の穀物生産量は毎年26億トン以上、これに畜産物や水産物を合わせ、生産された食料は世界中全ての人が十分に食べられるだけの量と言われておりますが、その生産された食料は後進国や貧しい立場の人に十分に行き渡らず、世界では毎年食用に生産されている食料の3分の1に当たる13億トンが廃棄されております。日本の食品廃棄は約2,500万トン、うち本来食べられるのに捨てられてしまっている食品ロスが570万トン、その食品ロスの内訳として事業系が309万トン、家庭系が261万トンとなっており、食品ロスの約半分が家庭から出ていることとなります。国民1人当たりになると、1年間で45キログラムの食べ物を捨てている計算となります。こうした現状を踏まえ、まだ食べることのできる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組を定義に国では食品ロスの削減の推進に関する法律、食品ロス削減推進法が令和元年10月1日に施行されました。これに基づき、北海道でも令和3年3月25日に北海道食品ロス削減推進計画が策定されております。食品ロス削減推進法第13条に「市町村は、基本方針を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」とあります。現在コマーシャルでは、日配食品は消費期限の迫ったものから購入し、販売業者による廃棄削減を目的とした呼びかけを行っております。本町においても住民の方々に対し、また食に関する興味、関心を将来にわたり継続して意識していくことができるよう子供たち、教育施設においてもさらなる啓発が必要であると考えます。フードドライブという活動があります。入替えが必要となった備蓄食品及び家庭で使い切れない未開封の食品を持ち寄り、必要としている団体、子供食堂やフードバンクに寄附する活動です。この点を踏まえ、2点質問させていただきます。

1 番目として、本町の食品ロス削減の推進に関する計画の有無と住民への周知、啓発など今後の取組についての考えをお伺いいたします。

2 番目としまして、食品ロス削減活動の一環としてフードドライブという活動を開催することを検討していただけないかと考えます。町としての見解をお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの2番、藏根議員の質問に対し、答弁を求めます。白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 2番、藏根議員のご質問、食品ロスの削減の推進に関する計画についてお答えいたします。

本来食べることができる食品が捨てられてしまう食品ロスの問題につきましては、議員のご質問にございますとおり国が令和元年に食品ロスの削減の推進に関する法律を施行し、北海道も令和3年3月に削減推進計画を策定しております。この問題には、消費者、生産者、企業、自治体等がそれぞれの立場で食べ物を無駄にしないという意識を持って継続して取り組んでいく必要があるとされており、その一手法として生活が困窮する方々やその支援団体等へ個人や企業が保有する余剰食品を寄附するフードバンク活動も挙げられております。

ご質問の1点目の食品ロス削減推進計画につきましては、本町は未策定でございますが、

毎年食品ロス削減月間である10月にポスターを掲出し、住民に周知し、また消費者協会との連携により家庭から出される食品ロスの削減を目指して学習会や消費生活展での啓発等を行ってきております。家庭からの食品ロスの原因には、買い過ぎで調理せずに廃棄されるもの、また作り過ぎて食べ残しとなるもの、過剰に可食部を捨ててしまうことによるものなどが挙げられており、一人一人が買物に行くときに家庭にある食材を確認したり、食べ切れる量だけを調理する、また調理のときにあまり厚く皮をむかないなどとする、そういう行動を取ることで食品ロスを減らすことができ、このような取組が食品廃棄物の削減にもつながりますので、こうした内容につきまして今後も広報等で周知してまいります。

2点目のフードドライブの開催の検討につきましては、町内には食品ロスが発生しそうな企業が少ないこと、また個人からの提供量も見込みにくいこと、さらに町内及び近隣に寄附する団体がいないため集まった食品を希望する団体に届ける際の移送経費の問題等もあり、町としてフードバンクへの寄贈は行っておりませんが、町の災害備蓄品につきましては賞味期限の半年から1年前での更新としており、入替えとなる食品につきまして各町自治会や町内の社会福祉施設等へ配付するなど食品ロスの削減に取り組んでおります。町内もしくは近隣に寄贈先があることが望ましいのですが、町内に寄贈先の需要があるか、継続的な物資提供が可能か、あるいは単発で寄贈する場合でも希望先があるのか等、関係機関と検討した上で判断してまいります。食品ロスの問題につきましては、一人一人がもったいない精神を常に意識し、削減に取り組むことが重要ですので、議員各位におかれましてもご協力を賜りたくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○2番（藏根高史） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

◎議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第17号

○議長（高橋成和） 日程第3、議案第13号 令和4年度上砂川町一般会計予算、日程第4、議案第14号 令和4年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、日程第5、議案第15号 令和4年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6、議案第16号 令和4年度上砂川町下水道事業特別会計予算、日程第7、議案第17号 令和4年度上砂川町水道事業会計予算につきましては、予算特別委員会を設置いたしまして、それぞれ付議され、全員により審議されており、その審査の結果報告書が議長の手元に提出されておりますので、この際5件を一括して予算特別委員長より審査結果の報告を求め、質疑、討論を省略し、議案ごとに採決を行ってまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、笹木予算特別委員長、ご登壇の上、審査結果の報告をお願いいたします。

○**予算特別委員長（笹木笑子）** それでは、予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

本特別委員会に付託になりました議案第13号 令和4年度上砂川町一般会計予算ほか特別会計4件について3月14日に慎重なる審査を行った結果、報告書のとおり決定を得ましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、審査の経過及び質疑の内容等につきましては、全員による審査をいたしておりますので、省略させていただきます。

初めに、議案第13号 令和4年度上砂川町一般会計予算であります。討論、採決の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計について報告いたします。議案第14号 令和4年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、議案第15号 令和4年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算、議案第16号 令和4年度上砂川町下水道事業特別会計予算、議案第17号 令和4年度上砂川町水道事業会計予算について、それぞれ討論、採決の結果、全て原案可決すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

○**議長（高橋成和）** ただいま予算特別委員会委員長より、議案第13号から議案第17号までについてそれぞれお手元に配付してありますように報告書をもって報告がございました。

それでは、順次採決を行ってまいります。

議案第13号 令和4年度上砂川町一般会計予算について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（高橋成和）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 令和4年度上砂川町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第14号 令和4年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（高橋成和）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 令和4年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第15号 令和4年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告

どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 令和4年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第16号 令和4年度上砂川町下水道事業特別会計予算について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決するべきものとなっておりますが、委員長の報告どおり原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 令和4年度上砂川町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第17号 令和4年度上砂川町水道事業会計予算について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決するべきものとなっております。委員長の報告のとおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 令和4年度上砂川町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

◎調査第1号

○議長（高橋成和） 次、日程第8、調査第1号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、行政常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査について申出がありましたので、委員長の申出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申出のとおり許可することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程について

○議長（高橋成和） ただいま議長の手元に議案1件と決議案1件と意見書案1件が所定

の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎議案第18号

○議長（高橋成和） 日程第9、議案第18号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第18号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,030万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,250万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月16日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第18号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、14款国庫支出金2,030万円の追加で、2億3,587万8,000円となります。

1 項国庫負担金388万4,000円の追加で、1億4,670万7,000円となります。

2 項国庫補助金1,641万6,000円の追加で、8,801万5,000円となります。

歳入合計が2,030万円の追加で、28億4,250万円となります。

2、歳出、2款総務費300万円の追加で、2億933万3,000円となります。

1 項総務管理費300万円の追加で、1億7,016万4,000円となります。

3 款民生費1,050万円の追加で、6億9,623万7,000円となります。

1 項社会福祉費1,050万円の追加で、6億3,739万9,000円となります。

4 款衛生費680万円の追加で、2億621万9,000円となります。

1 項保健衛生費680万円の追加で、1億2,657万8,000円となります。

歳出合計が2,030万円の追加で、28億4,250万円となります。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。3、歳出、2款1項14目新型コロナウイルス感染症対策費300万円の追加は、冬季燃料高騰事業者支援事業の4月以降申請分の計上であります。

3款1項8目非課税世帯等臨時特別給付金事業費1,050万円の追加は、非課税世帯等臨時特別給付金事業の4月以降の申請分に係る経費の計上であります。3節職員手当等14万8,000円の追加、10節需用費14万1,000円の追加、11節役務費4万3,000円の追加、13節使用料及び賃借料16万8,000円の追加、18節負担金、補助及び交付金は4月以降の申請世帯を100世帯と見込み、1,000万円追加するものであります。

次ページであります。4款1項4目新型コロナウイルスワクチン接種事業費680万円の追加は、4月以降の64歳以下の3回目のワクチン接種と5歳から11歳の子供のワクチン接種2回分の計上であります。1節報酬92万3,000円の追加、3節職員手当等50万円の追加、7節報償費は集団接種医師用として52万5,000円の計上、8節旅費1万円の追加、10節需用費は48万6,000円の追加、11節役務費、郵便料と各種手数料の計上で39万7,000円の追加、12節委託料335万9,000円の追加、17節備品購入費10万円の追加、18節負担金、補助及び交付金、個別接種に係る町内医療機関協力金として50万円計上するものであります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、14款1項2目衛生費負担金388万4,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の計上であります。

2項1目総務費補助金300万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上で、2目民生費補助金1,050万円の追加は非課税世帯等臨時特別給付金事業補助金の計上、3目衛生費補助金291万6,000円の追加は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の計上であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第18号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎決議案第1号

○議長（高橋成和） 日程第10、決議案第1号 ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵略を厳しく非難し、平和的解決を強く求める決議について議題といたします。

それでは、小澤議会運営委員長、ご登壇の上ご発言願います。

○議会運営委員長（小澤一文） 決議案第1号 ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵略を厳しく非難し、平和的解決を強く求める決議（案）。

本決議案について、会議規則第13条第3項の規定により提出する。

令和4年3月16日

上砂川町議会議長 高橋成和様
提出者 議会運営委員長 小澤一文

ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵略を厳しく非難し、
平和的解決を強く求める決議

令和4年2月24日から開始されたロシア連邦によるウクライナへの侵略は、国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙であり、ウクライナに拠点を持つ日本企業及び現地在留邦人も厳しい状況に置かれている。

また、ロシア連邦のプーチン大統領は、今回の軍事侵略において核兵器の使用を示唆する発言をしているが、軍事侵略における核兵器の使用は、核兵器廃絶と恒久平和の実現を願う本町の町民の願いに反する行為であり、決して容認できるものではない。

よって、本町議会は、ロシア連邦によるウクライナ侵略を厳しく非難するとともに、国際法を遵守し、軍の即時撤退と平和的解決を行うよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月16日

上砂川町議会

○議長（高橋成和） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

決議案第1号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、決議案第1号 ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵略を厳しく非難し、平

和的解決を強く求める決議については、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第1号

○議長（高橋成和） 次、日程第11、意見書案第1号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書について議題といたします。

それでは、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（小澤一文） 意見書案第1号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和4年3月16日

上砂川町議会議長 高橋成和様

提出議員 小澤一文

賛成議員 吉川洋

伊藤充章

介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の
拡大を求める意見書

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、各介護の現場では、介護人材の確保に大変に苦慮している状況である。また、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護人材のエssenシャルワーカーとしての役割がますます重要となっており、その処遇の改善が求められている。

今般「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提」として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することが決定し、令和4年10月以降については臨時の報酬改定を行い所要の措置が講じられることになっている。

そこで政府に対して、この介護職員の処遇改善においては、今回の臨時の報酬改定とともに、原則3年ごとに行う公的価格の改定も含め、制度の簡素化や介護報酬の運用について事業所毎の柔軟な対応を進め、地域の介護サービスを持続可能なものとするために、以下の事項に対して特段の配慮を求める。

記

- (1) 臨時の報酬改定（令和4年10月以降）において新設される「新たな加算」については、現行の二つの加算（「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」）の統合を含めた一本化を検討するなど、事務手続きの簡素化に最大限努めること。
- (2) 「介護職員等特定処遇改善加算」の配分方法について、その対象者については、事務職員等も含めて、法人や事業所が実情に応じて柔軟な判断を行いながら、加算金の弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。

(3) 原則3年ごとに行う公的価格の見直しにおいては、現行の加算（「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」）との整合性を踏まえた上で、各介護職員の勤続年数と施設内でのキャリア検定制度などを組合せた人件費をベースにしての事業所毎の介護報酬総額を算定する方式に変更するなど、介護報酬申請の手続きの簡素化と、人材確保への事業者の裁量権を拡大するための制度の刷新を検討すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月16日

上砂川町議会議長 高橋成和

提出先 厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書については、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしましたので、令和4年第1回上砂川町議会議定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時56分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 藏 根 高 史

署 名 議 員 笹 木 笑 子

予 算 特 別 委 員 会

(第 1 号)

令和4年第1回定例会予算特別委員会会議録（第1号）

3月14日（月曜日）午前10時00分 開 会
午後 2時03分 閉 会

○議事日程 第1号

委員長挨拶

町長挨拶

予算特別委員会の日程について

予算審査の方法について

予算審査資料の提出について

その他

議案第13号 令和4年度上砂川町一般会計予算

議案第14号 令和4年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

議案第15号 令和4年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算

議案第16号 令和4年度上砂川町下水道事業特別会計予算

議案第17号 令和4年度上砂川町水道事業会計予算

◎委員長挨拶

○委員長（笹木笑子） おはようございます。開会に先立ち、一言ご挨拶申し上げます。

10日の定例会本会議におきまして予算特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。委員各位のご協力をいただきながら、本特別委員会を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

予算特別委員会に付託されました案件は、令和4年度一般会計予算及び4本の特別会計予算で、一般会計が28億2,220万円、特別会計を合わせますと33億6,215万4,000円となり、前年度と比較しますと2億8,601万円の減となる予算となっております。本年は、町長選挙が執り行われることから、骨格予算とされており、義務的経費や経常的な事務経費などを中心とした予算と思われそうですが、一部には新規事業や継続事業の中にも重要な施策もございますので、本特別委員会といたしましてもその辺りを踏まえ、十分な論議を重ねていただき、効率的に議事を取り進めてまいりたいと考えております。

以上、大変簡単ではございますが、委員各位のご協力を重ねてお願い申し上げまして、開会に当たってのご挨拶といたします。

◎開会の宣告

○委員長（笹木笑子） ただいまの出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会は成立いたしました。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○委員長（笹木笑子） 直ちに会議を開きます。

◎町長挨拶

○委員長（笹木笑子） ここで奥山町長からご挨拶をいただきます。

○町長（奥山光一） おはようございます。予算特別委員会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和4年度一般会計予算はじめ4つの特別会計の予算のご審議をいただくことになっております。委員各位の活発なご審議をお願いを申し上げます。

令和4年度の予算編成に当たりましては、既に予算の大綱でも述べさせていただきましたが、4月に町長選挙が行われることから、骨格予算としたところであります。義務的経費、経常経費及び補助事業などが中心となった予算となっております。

さて、本町の財政状況でございますけれども、依然として地方交付税に大きく依存する状況となっております。一部町内企業の業績が顕著であることから、僅かではあります、税金に寄与するなど明るい兆しも見受けられますが、引き続き限られた財源を有効かつ効

率的に活用し、本町の重要課題であります人口減少、少子高齢化をはじめとする諸課題に、そして子供から高齢者まで幅広く実効性のある事業、施策について予算を計上したところ
であります。

予算の概要を申し上げますが、令和4年度一般会計予算は28億2,220万円の規模となっており、4特別会計合計で5億3,995万4,000円、総額33億6,215万4,000円となっております。前年度比較では2億8,601万円、7.8%の減となっておりますが、減額の主な要因は役場本庁舎の建設事業及び鶉若葉生活館建設事業などが終了したことによるものでございます。先ほど申し上げましたが、本年度は4月に町長選挙を控えておりますので、当初予算にありましては骨格予算となっております。この後選挙後6月定例会に向け、町民の皆様や各団体の要望等も拝聴しながら、優先すべき課題と併せ、新たな視点による町づくりの実現がなせるよう考えているところでございます。今後においても多くの課題を抱えての行政運営となりますが、夢と希望に満ちた輝く町の創生の実現に向け、引き続き確かな形として町の未来をつくり上げる過程において議員各位のご協力なしでは実現できないというふうに考えております。どうかそういう意味で議員各位の町づくりに対するご協力をお願い申し上げます。

令和4年度の予算の内容につきましては、この後各担当課長より詳細について説明申し上げますので、ご審議賜りますよう改めてお願い申し上げます、簡単ではございますけれども、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎予算特別委員会の日程について

○委員長（笹木笑子） それでは、これより議事に入ります。

議題の（1）、予算特別委員会の日程について浅利議会事務局長から説明いたします。

○事務局長（浅利基行） それでは、審査日程表に基づきまして説明させていただきます。

予算特別委員会次第書の次のページを御覧いただきたいと存じます。審査日程は、本日1日を予定しております。本日の審査の方法、審査資料要求などについて協議していただき、その後令和4年度一般会計予算から審査をいたします。初めに、歳出を審査していただき、その後歳入の順に進めてまいります。その後国民健康保険、後期高齢者医療、下水道事業の各特別会計と水道事業会計について一般会計と同様に審査をしていただきたいと思います。以上、付託になりました案件について審査を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（笹木笑子） ただいまの説明に対し、質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、日程については説明どおりといたします。

◎予算審査の方法について

○委員長（笹木笑子） 議題の（２）、予算審査の方法について浅利議会事務局長から説明いたします。

○事務局長（浅利基行） 予算審査の方法について説明をいたします。

3月10日の本会議において提案理由、内容の説明がありましたので、本委員会では歳入歳出予算事項別明細書により款ごとに担当課長から内容の説明をしていただくこととなります。

説明手順は、本年度予算額、前年度比較、財源内訳を説明し、引き続き節の説明に入りますが、時間の関係上、経常的な経費や前年度と比較して多少の増減の場合は説明を省略し、前年度に比べて大きく変わったところ、あるいは制度、政策の見直し、重要な事業等について説明していただきます。質疑については、款の説明が終了した後、原則的には目ごとに行うことといたしますが、場合によっては一括して行うこともございます。また、討論、採決につきましては議案毎に行うことといたします。

なお、説明者には一般会計、特別会計とも担当課長にお願いし、補助者として主幹及び係長の出席をお願いしております。

以上、審査方法について説明を終わります。

○委員長（笹木笑子） ただいまの説明に対し、質疑、ご意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、審査方法については説明どおり進めてまいります。

◎予算審査資料の提出について

○委員長（笹木笑子） 議題の（３）、予算審査資料の提出について、何か必要な資料がありましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

◎その他

○委員長（笹木笑子） 議題の（４）、その他ですが、委員の方から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

◎議案第13号

○委員長（笹木笑子） それでは、ただいまから付託案件の審査に入ります。

議案第13号 令和4年度上砂川町一般会計予算について議題といたします。

歳出から審議に入ります。32ページ、議会費、1款議会費から審査いたします。内容の説明を求めます。浅利議会事務局長。

○事務局長（浅利基行） 議会費についてご説明をいたします。

予算書の32ページを御覧願います。1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度予算額3,780万7,000円、前年度比較101万円の増で、財源は全て一般財源でございます。主な増減理由につきまして説明いたします。4節共済費、本年度予算額599万4,000円、前年度比較で25万5,000円の減は、議員共済組合の負担割合の改定によるものでございます。8節旅費、本年度予算額189万円、前年度比較で123万円の増は、道外研修旅費の増によるものでございます。その他につきましては、昨年とほぼ同額でございますので、説明を省略させていただきます。

以上です。

○委員長（笹木笑子） 以上で1款議会費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

32、33ページ、1款議会費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で1款議会費について質疑を打ち切ります。

続きまして、総務費、34ページから50ページになります。2款総務費に入ります。総務費については、内野総務課長、鷲尾企画課長、白土住民課長、米田教育次長、林副町長、浅利監査事務局長に順次説明を求めてまいります。初めに、内野総務課長。

○総務課長（内野博之） それでは、総務費のうち総務課が所管いたします予算につきまして説明させていただきます。

34ページを御覧いただきたいと思います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額6,901万3,000円、その他特定財源で42万円、一般財源で6,859万3,000円でございます。本目は、行政全般の管理経費を計上するものでございます。主な増減につきまして説明させていただきます。10節需用費でございます。本年度予算額1,440万8,000円、前年度比較で105万9,000円の増であります。増の要因といたしましては、公用車用タイヤ購入費により消耗品で26万円の増、公用車車検に伴う修繕料59万9,000円の増によるものでございます。続きまして、35ページです。12節委託料ですが、本年度予算額2,515万6,000円、前年度比較で1,005万5,000円の増であります。隔年実施の床及びガラス清掃業務の増と自治体情報システムネットワーク強化対策業務、いわゆるシステムの更新経費としての増によるものでございます。13節使用料及び賃借料ですが、本年度予算額433万2,000円、前年度比較で59万5,000円の減でございます。前年度計上しておりました電話交換機借り上げ料の減によるものでございます。

続きまして、36ページをお開きください。2目文書広報費、本年度予算額1,030万1,000円、前年度比較で108万3,000円の増です。財源内訳は、その他特定財源で30万円、一般財源で1,000万1,000円でございます。本目は、町例規整備及び広報作成等の経費を計上するものでございます。増額の要因といたしましては、12節委託料で本年度予算額381万3,000

円、前年度比較で112万2,000円の増であります。町例規類集整備業務委託料を計上しておりますが、定年延長整備による業務分といたしまして110万を増額計上したことによるものでございます。

3目財政管理費、本年度予算額291万円、前年度比較9万7,000円の増でございます。財源は、全て一般財源でございます。本目は、財務業務に係る経費を計上するものでございます。

続きまして、37ページでございます。4目会計管理費、本年度予算額126万1,000円、前年度比較1万円の減でございます。財源は、全て一般財源でございます。本目は、出納業務に係る経費を計上するものでございます。

5目財産管理費、本年度予算額794万6,000円、前年度比較で112万3,000円の減でございます。財源内訳は、その他特定財源で794万6,000円でございます。本目は、町財産の管理経費を計上するものでございます。減の主な要因といたしましては、10節需用費、修繕料、本年度予算額535万5,000円、前年度比較で104万4,000円の減であります。各公共施設の修繕料の減によるものでございます。

6目企画費、本年度予算額363万6,000円、前年度比較で77万3,000円の減で、財源内訳といたしましては一般財源でございます。本目は、主に防災関係の経費と加盟団体などの負担金を計上するものでございます。年次で整備しております災害備蓄品につきましては、10節需用費、消耗品費におきまして昨年度は非常食の主食と副食、育児用ミルクのほか、簡易トイレセットを整備し、本年度におきましては非常食の副食、育児用ミルクのほか、簡易トイレセットを整備してまいります。また、17節備品購入費におきましては42万9,000を計上しておりますが、本年度は手洗い器材を購入することとしております。12節委託料であります。本年度は未計上で皆減であります。昨年は、ハザードマップ作成業務委託料を計上したことによるものでございます。

38ページを御覧いただきたいと思っております。7目公平委員会費でございます。本年度予算額1万3,000円、前年同額で、財源は全て一般財源でございます。公平委員の報酬を計上するものでございます。

39ページです。9目諸費でございます。本年度予算額228万3,000円、前年度比較で100万円の減、財源は全て一般財源でございます。本目は、表彰関係予算や弔慰金、会議、来客用などの予算を計上するものでございます。減額の要因といたしましては、7節報償費、本年度予算額85万3,000円、前年度比較で100万円の減となっております。昨年度計上しておりましたふるさと納税返礼の報償費を、昨年度の9月補正にて計上していたしましたふるさと納税サイト業務委託料と合わせて地域振興費へ組み替えることによるものでございます。

続きまして、41ページへ参ります。11目地域振興費、本年度予算額2,394万5,000円、前年度比較で435万3,000円の増、財源内訳は地方債300万円、その他特定財源で31万円、一般財源で2,063万5,000円でございます。総務課が所管いたします予算は、ふるさと納税に関

する予算を計上しております。7節報償費でふるさと納税返礼報償費を諸費より組み替え、150万円を計上し、11節役務費ではその返礼品郵送料といたしまして50万円を計上し、12節委託料ではふるさと納税サイト業務委託料として66万円を計上しております。

44ページをお開き願います。昨年度計上しておりました役場庁舎建設費につきましては、業務終了に伴い、廃目となっております。

続きまして、46ページでございます。選挙費でございます。1目選挙管理委員会費、本年度予算額20万2,000円、前年度同額で、財源は全て一般財源でございます。

47ページです。2目選挙啓発費、本年度予算額9,000円、前年度同額で、財源は全て一般財源でございます。

3目町長選挙費、本年度予算額355万8,000円、前年度比較で290万2,000円の増、財源は全て一般財源でございます。令和4年4月22日に任期満了に伴います上砂川町長選挙に要します本年度に係る事務経費等を計上するものでございます。

続きまして、48ページです。4目参議院議員選挙費、本年度予算額490万1,000円、財源は全て国・道支出金でございます。令和4年7月28日に任期満了を迎えます参議院議員選挙の執行に要します人件費等を計上するものでございます。

5目北海道知事道議会議員選挙費、本年度予算額208万3,000円、財源は全て国・道支出金でございます。令和5年4月22日に任期満了を迎えます北海道知事選挙と、令和5年4月29日に任期満了を迎えます道議会議員選挙に要します本年度に係る事務経費等を計上するものでございます。

49ページです。昨年度計上しておりました衆議院議員選挙費につきましては、廃目となっております。

以上、2款総務費における総務課所管予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 続きまして、鷲尾企画課長。

○企画課長（鷲尾仁志） 2款総務費のうち企画課の所管事項につきましてご説明申し上げます。

36ページを御覧ください。2目文書広報費でございます。企画課所管事項の予算といたしましては、主に町広報紙の発行、町ホームページの管理経費を計上しておりますが、前年度とほぼ同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、37ページ、38ページを御覧ください。6目企画費でございます。38ページの18節負担金、補助及び交付金のうち企画課所管事項の予算として111万6,000円を計上したところではありますが、こちらも前年度とほぼ同額の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、41ページ、42ページを御覧ください。11目地域振興費でございます。企画課所管事項に係る増減の主な要因ですが、12節委託料のうち研修講師派遣につきましてデジタル弱者支援対策の一環として開催しますスマートフォン講習会に係る業務委託39万3,000円を新たに計上し、乗合タクシー業務につきまして制度拡充に伴う利用者の増加により60万

円増の300万円、また次ページになりますが、18節負担金、補助及び交付金のうち中空知地域公共交通計画策定負担金につきまして法改正により本計画の策定が努力義務化されたことから、道が中心となり、広域での策定を行うための負担金として80万円を新たに計上したところであります。その他につきましては、前年度とおおむね同額につき、説明は省略させていただきます。

次に、42ページ、43ページを御覧ください。12目地域おこし協力隊事業費でございます。本年度予算額1,484万8,000円、前年度対比269万7,000円の減で、財源は全て一般財源でございます。本目については、地域おこし協力隊の人員費と活動経費を予算計上しております。増減の主な要因ですが、地方財政措置の見直しに伴い、協力隊員の処遇改善を図る観点から、報酬単価の引き上げを行うこと、また別途集落支援員を新たに配置することから、協力隊員数を1名減の4名体制として予算計上したことにより、人員費においては1報酬、3職員手当等、4共済費の合計で205万円減の1,210万8,000円を計上したほか、昨年度に実施しました町営住宅リノベーション事業の終了に伴い、原材料費等が減ったものがございます。

次に、43ページ、44ページを御覧ください。13目集落支援員事業費でございます。新たに予算科目を新設するもので、本年度予算額は652万4,000円、財源は全て一般財源でございます。本目については、住民と行政のパイプ役を果たすために配置する集落支援員の人員費と活動経費を予算計上しております。

次に、49ページを御覧ください。5項統計調査費、1目諸統計調査費でございます。本年度予算額11万9,000円、前年度対比9万9,000円の減でございます。財源は、全て国・道支出金でございます。増減の主な要因ですが、経済センサスにおける調査項目等の減によるものであります。

以上、総務費における企画課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 続きまして、白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 2款総務費のうち住民課の所管事項につきましてご説明申し上げます。

予算書は38ページにお戻りください。8目交通安全対策費、本年度予算額476万8,000円、前年度比較15万8,000円の増で、財源内訳は地方債100万円、一般財源376万8,000円でございます。本目は、交通安全対策に関わる経費として、婦人交通指導員の報酬や高齢者運転免許証自主返納支援事業の報償費、交通安全指導車に係る諸経費、交通安全推進委員会の補助金等を計上しております。7節報償費142万円は、平成30年度より実施の高齢者運転免許証自主返納支援事業用でございますが、申請者数及び使用実績により前年度比較45万1,000円の増としております。10節需用費55万6,000円、前年度比較20万1,000円の減は、昨年購入した交通安全指導車のタイヤ購入費及び車検費用の減等によるものでございます。18節負担金、補助及び交付金80万円、前年度比較5万円の減は、交通安全推進委員会への補助金でございます。そのほかは、前年度とほぼ同額の予算計上につき、内容の説明を省

略させていただきます。

続きまして、45ページをお開き願います。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額1,625万4,000円、前年度比較155万8,000円の減でございます。財源内訳は、国・道支出金が159万1,000円、その他特定財源200万円、一般財源1,266万3,000円でございます。10節需用費30万3,000円、前年度比較で32万7,000円の減となっておりますが、昨年度計上しました印鑑登録証の作成費用及び人権擁護委員会の啓発運動用の経費の減によるものでございます。11節役務費は、昨年度システム機器廃棄手数料を計上しておりましたが、更新終了により皆減となっております。12節委託料74万9,000円、前年度比較で43万1,000円の減は、昨年度実施しました総合行政システム機器更新業務と本年度実施するマイナンバーを利用した情報連携に必要な個人識別符号取得作業業務の相殺によるものでございます。18節負担金、補助及び交付金577万7,000円、前年度比較で73万2,000円の減は、地方公共団体情報システム機構負担金の減によるものでございます。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額の予算計上となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で2款総務費のうち住民課の所管事項についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 続きまして、米田教育次長。

○教育次長（米田淳一） それでは、予算書40ページをお開き願います。総務費のうち教育委員会が所管いたします予算についてご説明申し上げます。

10目町民センター管理費、本年度予算額1,971万6,000円、前年度比較で170万8,000円の減となっております。財源は、その他特定財源が10万円、一般財源で1,961万6,000円でございます。10節需用費であります。本年度予算額805万3,000円、前年度比較で165万9,000円の減となっておりますが、主な要因は昨年度におきまして町民センターの地下埋設電気ケーブルの更新を終えたことに伴います減額でございます。その他の費目につきましては、おおむね前年同額でありますので、説明を省略させていただきます。

以上、2款総務費に関わります教育委員会所管予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 続きまして、林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、総務費のうち税務出納課が所管いたします予算につきましてご説明いたします。

予算書44ページをお開き願います。2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、本年度予算額12万9,000円、前年度比較で7,000円の減、財源は全て一般財源でございます。本目は、固定資産評価審査委員報酬、税務業務に関わります旅費と需用費を計上するもので、前年度とほぼ同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

2目賦課徴収費、本年度予算額1,077万円、前年度比較で478万円の増で、財源内訳は国・道支出金318万7,000円、一般財源758万3,000円でございます。12節委託料でございますが、本年度予算額815万6,000円、前年度比較で341万2,000円の増であります。増額の主な要因は、令和3年度税制改正において地方税共通納税システムの税目に固定資産税と軽自

自動車税が追加され、納付手続の電子化を図るため改修経費として489万7,000円を計上並びに税システム委託料の一部を13節使用料及び賃借料に組み替えたことによるものであります。その他につきましては、前年とほぼ同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

以上、総務費における税務出納課所管の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 続きまして、浅利監査事務局長。

○監査事務局長（浅利基行） それでは、監査委員費についてご説明いたします。

49ページ、50ページでございます。6項監査委員費、1目監査委員費、本年度予算額114万4,000円、前年度比較5,000円の減で、全て一般財源でございます。本費目は、監査業務に関わります経費を計上するものでございます。昨年度とほぼ同額につき、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（笹木笑子） 以上で2款総務費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

34ページから38ページ、1項総務管理費、1目一般管理費から6目企画費までについて一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。吉川委員。

○7番（吉川 洋） 38ページの備品購入費の災害対策用品42万9,000円ですか、この部分でこれは予算大綱の中に出ている防災訓練の実施の42万5,000円とリンクをしているのかどうかということと、それに関連して過去に各町自治会が担当して防災訓練があったと思います。あれ経験値を上げるという意味では、大変いいことだなと思っておりますが、ここしばらくそういうような行事が実施されておりませんけれども、当時は自衛隊ですとか、消防ですとか、警察署等の協力いただいてやっていた大がかりな防災訓練でしたけれども、このようにいろいろな災害が増えてきている状況の中でそのようなことを含めて今後については検討されているかどうか、併せてお聞きしたいと思います。

○委員長（笹木笑子） 内野総務課長。

○総務課長（内野博之） 予算の大綱のソフト事業で掲載しております事業につきまして、28年度ですか、大々的な訓練をしたところなのですが、それ以降ちょっとできなかつた部分がありますので、今年度につきましては前年度とかにもコロナ対策費等で組み立てるようなベッドだとか、そういうのを購入しておりますので、それを組み立てる経験が必要ではないかということで体験型の防災訓練を秋口に予定しようと思っております。また、備品につきましてもトイレ周りということで流し台の器材なので、それを併せて訓練に使いたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（笹木笑子） 吉川委員。

○7番（吉川 洋） ありがとうございます。経験値というのは、実際の防災あったときには大変役立つことと思いますので、今後より実務的な防災訓練を検討していただくよう

をお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（笹木笑子） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

次、38ページから44ページ、7目公平委員会費から13目集落支援員事業費までについて一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。小澤委員。

○4番（小澤一文） 予算書41ページ、11目地域振興費の13節使用料及び賃借料のところにワンストップ特例支援システム使用料13万2,000円計上になっていますが、このワンストップ特例支援システムって、簡潔で結構ですので、どんなものか教えていただきたいと思っています。

○委員長（笹木笑子） 内野総務課長。

○総務課長（内野博之） 本目に計上しましたふるさと納税ワンストップ支援ツールの利用料ということで計上しておりますけれども、前年の9月補正に計上しておりますふるさと納税仲介サイトを利用しているのですけれども、そのサイトで申込みから返礼品の配付まで一括して行えるように、そういった利用をするためにここのツールを使って簡易的に利用しやすいようにサイトのほうを利用させてもらっているところでございます。

○委員長（笹木笑子） 吉川委員。

○7番（吉川 洋） 新しい科目の集落支援員事業というのがあったと思いますが、652万4,000円の予算組んでおりますが、これは具体的にはどのように支援員を指定をして、そしてどのような活動をしていただくのか、初めて聞く科目でございますので、この辺説明をお願いしたいと思います。

○委員長（笹木笑子） 43ページです。鷲尾企画課長。

○企画課長（鷲尾仁志） 集落支援員の設置につきましてですが、令和4年度から新たに配置をいたしますけれども、まず人材についてですが、地域の実情に詳しい方、それと積極的に活動できる方、町内在住の方ということで考えております。活動内容につきましては、各地域における課題の整理、そういったものを取り組んでいきますので、住民と行政のパイプ役という役割になってきます。各地域におけるサポート職員という役割、そのほかに高齢者支援、デジタル化支援、様々な活動が想定されますけれども、その辺は支援員の意向も踏まえながら取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（笹木笑子） 吉川委員。

○7番（吉川 洋） ちょっと具体的に頭の中にイメージが浮かばないですけれども、そしたら今年度その取組をしていって町内在住の民間人の方をお願いをするという考えでよろしいのでしょうか、それとも部外から入ってきて専門的な知識のある方々をお願いをするとか、その辺はどうなのでしょう。

○企画課長（鷲尾仁志） 部外という考えはございません。具体的に言いますと、例えば

ですけれども、地域おこし協力隊で活動されてきた方ですとか、そういった方も対象に考えていきたいなど、両方やるという意味ではなくて、退任された方ですとか、これから具体的に詰めていきたいなど思っております。

○委員長（笹木笑子） 奥山町長。

○町長（奥山光一） 集落支援員事業ということで、本町においては聞き慣れない言葉かと思えます。本町においては、地域おこし協力隊というのはもう皆さん聞き慣れていると思えます。この両方の制度、全て総務省の制度です。ですから、財源的には特別交付税で措置されるというもので、近隣では北竜町で集落支援員制度を設けております。ただいま担当課長が申し上げましたとおり、地域おこし協力隊のOBも含めて現在のところは町内にと考えておりますけれども、将来的には場合によっては他市町村からの移住ということもあり得るかもしれません。ただ、今はまずは集落支援員制度を使って地域のコミュニティーも含めて本町の課題をやっていただける方、この方を想定しているということでございます。

○委員長（笹木笑子） 吉川委員。

○7番（吉川 洋） ありがとうございます。やっぱりそれぞれの地域、自治会も含めて大変高齢化が進み、運営が厳しくなっているところもございますので、その辺も含めてこのようなものを活用しながらサポートしていただければありがたいなと思っておりますので、より充実した内容にさせていただきますようお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（笹木笑子） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

次、44ページから46ページ、2項徴税費から3項戸籍住民基本台帳費について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

次、46ページから50ページ、4項選挙費から6項監査委員費までについて一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で2款総務費について質疑を打ち切ります。

続きまして、51ページから61ページ、民生費、3款民生費に入ります。民生費については、山崎福祉課長、林福祉課参事、白土住民課長、鷲尾企画課長に順次説明を求めてまいります。初めに、山崎福祉課長。

○福祉課長（山崎数浩） それでは、3款民生費のうち福祉課福祉係及び子育て支援係、地域支援推進室の所管事項につきまして主な増減を中心にご説明申し上げます。

51ページを御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。本年度予算額3億2,753万円、前年度比較で939万円の増、財源内訳は国・道支出金2億924万3,000円、地方債1,200万円、その他特定財源3,443万9,000円、一般財源7,184万8,000円でございます。7節報償費854万5,000円の計上で、前年度比較25万円の減は、全世帯配布入浴券の世帯数の減少によるものでございます。次に、52ページを御覧ください。19節扶助費2億6,495万6,000円の計上で、前年度比較578万7,000円の増は、障害者自立支援医療の更生医療利用者数の減により37万4,000円の減、障害者自立支援給付費の就労継続支援B型の利用者の増により688万8,000円の増によるものでございます。

次に、53ページを御覧ください。2目老人福祉費でございます。本年度予算額946万3,000円、前年度比較26万8,000円の増、財源内訳は国・道支出金22万9,000円、地方債340万円、一般財源583万4,000円でございます。本目は、主に高齢者福祉に関する経費を計上しております。7節報償費508万3,000円の計上で、前年度比較16万1,000円の減は、長寿祝品贈呈事業の100歳対象者の減によるもので、令和4年度は100歳ゼロ名、88歳47名の予定でございます。10節需用費58万2,000円の計上で、前年度比較15万7,000円の増は、隔年で作成しております高齢者生活応援ガイド分の印刷製本費の増でございます。13節使用料及び賃借料82万5,000円の計上で、前年度比較21万7,000円の増は、独り暮らし高齢者等に設置しております緊急通報装置の更新事業によるものでございます。

次に、3目社会福祉施設費でございます。本年度予算額894万1,000円、前年度比較7,742万5,000円の減、財源内訳はその他特定財源30万6,000円、一般財源863万5,000円でございます。本目は、東山高齢者住宅、中央集会所、各町生活館に係る経費を計上しており、福祉課は東山高齢者住宅及び中央集会所が所管となります。1節報酬、次ページの3節職員手当等は、東山高齢者住宅管理人の人件費の計上でございます。12節委託料567万7,000円の計上で、前年度比較12万5,000円の減は、隔年で実施しております東山高齢者住宅の共用部分の窓ガラス清掃分として昨年度実施による減でございます。

4目介護保険費でございます。本年度予算額1億3,379万2,000円、前年度比較1,067万円の増、財源内訳はその他特定財源3,913万1,000円、一般財源9,466万1,000円でございます。包括的支援事業につきましては、地域包括ケアシステムの推進に伴う関係予算を介護保険費に計上するものでございます。7節報償費202万3,000円の計上で、前年度比較60万4,000円の増は、包括的支援事業の認知症カフェ分についてコロナ禍における野外活動の一環として農作物の栽培等を通して交流を行う畑活分の増でございます。次ページでございます。12節委託料907万6,000円の計上で、前年度比較23万9,000円の増は、包括的支援事業、生活支援体制整備事業の社会福祉協議会委託分の生活支援コーディネーター配置による426万2,000円の増及び通所型サービスA、ぷちもえ業務休止に伴う202万3,000円の減の相殺による増でございます。

次に、5目地域包括支援センター費でございます。本年度予算額2,736万8,000円、前年度比較102万8,000円の減、財源内訳は全てその他特定財源でございます。本目は、地域包

括支援センターの運営に係る嘱託保健師を含む5名の人件費等を計上しております。1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、次ページの18節の退職手当組合負担金を合わせた人件費総額は2,625万3,000円、前年度比較118万6,000円の減は、職員の異動によるものでございます。

次に、58ページを御覧ください。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額3,204万9,000円、前年度比較42万3,000円の減、財源内訳は国・道支出金2,011万円、その他特定財源20万円、一般財源1,173万9,000円でございます。本目は、子育て支援としての育児用品購入券贈呈事業やこども園で実施のおひさまルーム事業、児童手当、乳幼児医療及びひとり親家庭等医療費などの経費を計上しております。7節報償費188万9,000円の計上で、前年度比較5万7,000円の増は、育児用品購入券贈呈対象者の支給繰越し見込み分により増となるものでございます。10節需用費22万2,000円の計上で、前年度比較5万5,000円の増は、隔年で作成しております子育て応援ガイド分の印刷製本費の増でございます。

次に、59ページを御覧ください。2目認定こども園等複合施設費でございます。本年度予算額2,446万7,000円、前年度比較4万9,000円の増、財源内訳は国・道支出金100万5,000円、その他特定財源67万円、一般財源2,279万2,000円でございます。本目は、認定こども園複合施設として児童館及び認定こども園の運営に係る経費を計上しております。10節需用費1,094万8,000円の計上で、前年度比較43万4,000円の増は、園内暖房用の灯油単価の高騰による燃料費の増でございます。次ページです。13節使用料及び賃借料6万6,000円は、昨年度計上いたしました保護者連絡配信システムの使用料を計上するものでございます。18節負担金、補助及び交付金143万7,000円の計上で、前年度比較57万3,000円の減は、施設型給付費負担金の対象者数の減でございます。

3項生活保護費、1目生活保護総務費、本年度予算額1万円、前年度同額、財源は全て一般財源でございます。

2目扶助費、本年度予算額207万2,000円、前年度同額、財源は国・道支出金50万円、一般財源157万2,000円でございます。次ページ、19節扶助費205万円の計上で、高齢者等冬の生活支援事業として200万円を計上しております。

4項災害救助費、1目災害救助費、本年度予算額24万円、前年度同額、財源は全て一般財源でございます。災害見舞金を計上するものでございます。

以上で3款民生費に係ります福祉課福祉係及び子育て支援係、地域支援推進室が所管する予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 続きます、林福祉課参事。

○福祉課保健予防担当参事（林 孔美） それでは、3款民生費のうち福祉課保健予防係の所管事項につきまして、主な増減を中心に説明申し上げます。

56ページを御覧ください。6目介護予防費でございます。本年度予算額391万5,000円、前年度比較10万9,000円の減、財源内訳はその他特定財源334万3,000円、一般財源57万2,000円でございます。本目は、高齢者の介護予防に関する各種事業費を計上しております。7

節報償費19万5,000円の予算で、前年度比3万5,000円の減です。これは、百歳体操の全町大会を10周年になったことから隔年に実施することによって講師謝礼を1回分減にしたものです。

以上で民生費に係ります福祉課保健予防係が所管する予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 続きまして、白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 3款民生費のうち住民課が所管します事項についてご説明申し上げます。

予算書は51ページをお開き願います。1目社会福祉総務費のうち重度心身障害者の医療費及び事務手数料につきましては、実績及び新型コロナウイルス感染予防の受診控えの影響も勘案し、11節役務費の事務手数料は1万4,000円減の18万6,000円を、52ページ、19節扶助費の重度心身障害者医療費は78万4,000円減の842万円を計上しております。12節委託料では、後期高齢者の窓口負担割合の変更に伴う重度心身障害者医療給付システムの改修経費として19万8,000円を計上しております。13節使用料及び賃借料では、医療費助成システム使用料を前年度の委託料から組替えしております。27節繰出金3,466万円につきましては、国民健康保険特別会計にてご説明申し上げます。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額の予算計上としておりますので、内容の説明を省略させていただきます。

続きまして、54ページをお開き願います。4目介護保険費、12節委託料では、通所型サービスA、いわゆるぶちもえですけれども、介護予防・生活支援サービスとして実施しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の予防対策のため場所や時間等が制約されており、本来のサービス提供が難しい状況が続いておりますことから、また新型コロナウイルスの終息の時期も見通せないため本年度は事業を休止としたことから、かかる経費を皆減としております。なお、現在利用している方々につきましては、地域包括支援センターが個別に代替支援を講じているところでございます。18節負担金、補助及び交付金の空知中部広域連合負担金では1億1,934万8,000円を計上しておりますが、こちらにつきましては令和6年度からの第9期介護保険事業計画での保険料負担軽減のための準備基金の積立て、また空知中部広域連合施設等整備に係る積立金の増及び介護保険給付費の増により前年度比較で963万9,000円の増となっております。

続きまして、57ページをお開き願います。7目後期高齢者医療費、本年度予算額1億1,589万円、前年度比較420万4,000円の増で、財源内訳は国・道支出金が1,698万2,000円、その他特定財源456万9,000円、一般財源9,433万9,000円でございます。本目は、北海道後期高齢者医療広域連合から受託しております後期高齢者の健診費用、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的推進事業を地域で行う保健師の件数費、同連合への負担金及び後期高齢者医療特別会計への繰出金等を計上しております。1節報酬306万3,000円は、事業を行う保健師の報酬で、前年度比較53万9,000円の増は事業拡充のため雇用する保健師の臨時保健師を新たに雇用することから、その分の増額となっております。12節委託料は、健診対象

者の減少に伴い、前年度比較で24万3,000円減の163万5,000円としております。18節負担金、補助及び交付金8,359万円、前年度比較456万9,000円の増は、北海道後期高齢者医療広域連合へ支出する療養給付費等の増によるものでございます。27節繰出金2,718万5,000円につきましては、後期高齢者医療特別会計にてご説明をさせていただきます。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額の予算計上としておりますので、内容の説明は省略させていただきます。

○委員長（笹木笑子） 続きまして、鷲尾企画課長。

○企画課長（鷲尾仁志） それでは、3款民生費のうち企画課所管事項につきまして内容の説明を申し上げます。

53ページ、54ページを御覧ください。3目社会福祉施設費でございます。企画課所管事項として、生活館等に要する経費を予算計上しており、本年度令和3年度の事業である鶉若葉生活館建て替え工事、備品の更新及び旧下鶉生活館除却工事が終了したことから、合計で7,700万円の減となったところであります。その他、各町生活館管理業務等は、前年度とほぼ同額につき、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時10分

○委員長（笹木笑子） 休憩を解き、会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。

51ページから54ページ、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費から3目社会福祉施設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

続きまして、54ページから58ページ、4目介護保険費から7目後期高齢者医療費までについて一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

続きまして、58ページから61ページ、2項児童福祉費から4項災害救助費までについて一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で3款民生費について質疑を打ち切ります。

続きまして、衛生費、62ページから67ページ、4款衛生費に入ります。衛生費については、林福祉課参事、白土住民課長に順次説明を求めてまいります。初めに、林福祉課参事。

○福祉課保健予防担当参事（林 孔美） それでは、衛生費のうち福祉課所管事項につき

まして、主な増減を中心にご説明申し上げます。

62ページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額9,715万6,000円、前年度比較703万4,000円の減、財源内訳は全て一般財源でございます。本目は、救急医療対策に関わる負担金や分担金、妊婦の健診費用等を計上しております。12節委託料2万5,000円、前年度比較45万7,000円の減は、昨年度計上の母子健康管理システム改修の減でございます。17節備品購入費90万6,000円の計上で、前年度比較80万6,000円の増は、東鶉歯科診療所の歯科用レントゲン装置につきまして昭和63年3月に購入後34年が経過し、老朽化及び修理部品も製造中止となっていることから、入替えを行うものです。次ページ、27節繰出金8,425万5,000円の計上で、前年度比較751万7,000円の減は、水道事業会計繰出金の減で、水道事業会計でご説明いたします。

次に、2目予防費でございます。本年度予算額1,280万9,000円、前年度比較100万3,000円の増、財源内訳は国・道支出金55万8,000円、一般財源1,225万1,000円でございます。本目は、各種検診や予防接種事業に関わる経費を計上しております。次ページ、12節委託料1,031万8,000円の計上で、前年度比較95万7,000円の増は、各種検診及び予防接種事業におきまして実績を勘案した見込みにより増となるものでございます。

以上で4款衛生費に係ります福祉課が所管する予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 続きまして、白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 4款衛生費のうち住民課の所管事項につきましてご説明申し上げます。

3目環境衛生費、本年度予算額981万3,000円、前年度比較158万円の増で、財源内訳はその他特定財源が9万5,000円、一般財源971万8,000円でございます。10節需用費204万8,000円、前年度比較72万2,000円の増は、下鶉共同浴場の給湯設備等の修繕経費でございます。18節負担金、補助及び交付金588万4,000円、前年度比較82万3,000円の増でございますが、砂川地区保健衛生組合の負担金が吉野斎苑高压受電設備改修工事及び退職手当組合納付金の増に伴い前年度比較で62万3,000円の増の469万4,000円、鶉共同浴場運営費助成金が燃料の高騰により前年度比較20万円増の50万円を計上しております。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同様の内容につき、内容の説明は省略させていただきます。

次に、2項清掃費、1目清掃総務費、本年度予算額24万9,000円、前年度比較2万円の増で、財源内訳は全て一般財源でございます。本目では、衛生車庫と事務所の諸経費を計上しており、前年度とほぼ同額の予算計上につき、内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、2目じん芥処理費、本年度予算額6,898万7,000円、前年度比較190万5,000円の増で、財源内訳はその他特定財源が970万円、一般財源5,928万7,000円でございます。本目は、ごみ収集に係る費用及びごみ処理最終処分場の経費を計上しております。10節需用費799万4,000円、前年度比較69万5,000円の増は、燃料高騰により燃料費の33万円、修繕料が一般廃棄物最終処分場の計画的修繕経費等で38万円の増となっており、本年度の最終処分場修繕費は計量室シャッター修理を含め136万3,000円を計上しております。18節負担

金、補助及び交付金4,266万2,000円、前年度比較118万6,000円の増でございます。砂川地区保健衛生組合負担金では、廃棄物処理施設の高圧受電設備改修工事費及び現在使用しているタイヤショベルに代わる重機借上料の計上による増、昨年度実施したガスコンプレッサー設備更新等維持管理計画に基づく管理委託料の減等により前年度比較で228万7,000円減の2,288万6,000円を、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金は施設の長期包括委託事業費の増等により前年度比較318万3,000円増の1,948万6,000円を、また一般廃棄物最終処分場には技術管理者を置くことが定められておりますが、有資格者の異動に伴い、新たな管理者を置くための講習経費として29万円を計上しております。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額の内容につき、内容の説明は省略させていただきます。

3目し尿処理費、本年度予算額1,040万5,000円、前年度比較19万6,000円の増で、財源内訳はその他特定財源417万8,000円、一般財源622万7,000円でございます。本目は、し尿処理に係る諸経費を計上しております。18節負担金、補助及び交付金325万5,000円は、石狩川流域下水道組合の負担金で、前年度比較22万4,000円の増でございます。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同様の内容ですので、内容の説明は省略させていただきます。

以上で4款衛生費のうち住民課の所管事項につきまして説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 以上で4款衛生費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

62ページから67ページ、1項保健衛生費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。小澤委員。

○4番（小澤一文） すみません。予算書66ページになりますけれども、11節役務費の中に不法投棄廃棄物処理手数料2万2,000円計上ですけれども、手数料なので、参考までにお聞きしたいのですけれども、この不法投棄の廃棄物、現状ではどのような、そんなに頻繁に不法投棄されているのか、その辺簡単でいいのですけれども、お伺いしたいと思います。

○委員長（笹木笑子） 白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 不法投棄の廃棄物につきましては、例えばなのですけれども、廃タイヤ等の場合は処理が一般的に勝手に処分はできないということになりますので、専門の業者のほうに手数料を払って処理していただくというようなことになっております。この経費につきましては、2万2,000円というのはそういうふうに一般的にできないもの、あとは例えばですけれども、パソコンみたいなものですか、家電の中でもきちんと廃棄処理業者に出さなければいけないものの経費ということで計上しております。また、町内のほうで現在不法投棄があったもので、そういうものに関わらないものにつきましては町のほうで回収をして処理をしているというところでございます。

○委員長（笹木笑子） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で4款衛生費について質疑を打ち切ります。

続きまして、68ページ、69ページ、5款労働費、6款農林水産業費に入ります。労働費については鷺尾企画課長、農林水産業費については白土住民課長、鷺尾企画課長より順次説明を求めてまいります。労働費の内容の説明を求めます。鷺尾企画課長。

○企画課長（鷺尾仁志） それでは、労働費につきましてご説明申し上げます。

68ページを御覧ください。5款労働費、1項労働費、1目労働諸費、本年度予算額281万9,000円、前年度対比1万6,000円の増で、財源は全て一般財源でございます。前年度とほぼ同額につき、説明は省略させていただきます。

続きまして、農林水産業費でございます。69ページを御覧ください。6款農林水産業費、1項林業費、1目林業振興費、本年度予算額596万4,000円、前年度対比102万4,000円の増でございます。財源につきましては、その他特定財源として340万円を充当いたしまして、一般財源は256万4,000円でございます。企画課所管事項に関する増減の主な要因でございますが、24節、森林環境譲与税基金への積立金として国の譲与税が増額となることから73万9,000円増の340万円を計上したところです。その他、前年度とおおむね同額につき、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（笹木笑子） 次に、農林水産業費の内容の説明を求めます。白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） それでは、6款農林水産業費のうち住民課の所管事項につきましてご説明申し上げます。

本目には、有害鳥獣駆除等に係る経費を計上しております。10節需用費15万円、前年度比較16万5,000円の減は、アライグマ用の箱わな数の購入減によるものでございます。12節委託料205万3,000円、前年度比較50万円の増は、熊よけ用の草刈り業務委託経費を計上したことによるものでございます。17節備品購入費10万円は、鹿よけの超音波を発生させる装置等を使い、住宅地に鹿を寄せつけないための忌避装置の購入費でございます。7節報償費及び13節使用料及び賃借料につきましては、前年度同額としております。

以上で6款農林水産業費のうち住民課所管事項の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 以上で5款労働費と6款農林水産業費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

68ページ、69ページ、5款労働費、6款農林水産業費について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。藏根委員。

○2番（藏根高史） 農林水産業費の24の積立金についてお伺いいたします。

森林環境譲与税基金として340万円ということなのですが、これは町のホームページですか、見ますと町内公共施設の木材化、木材備品導入など、それと将来的な木材整備ということで使っていくということだったのですが、令和2年度末、3年度末、それと今回も積立金として基金として入れられているのですが、今後どのように活用していくのか説明をお願いいたします。

○委員長（笹木笑子） 鷲尾企画課長。

○企画課長（鷲尾仁志） 藏根委員おっしゃるとおり、森林環境譲与税につきましては現在の積立金がここ3年間で約650万円となっております。用途につきましては、国のほうでは森林整備、その促進に関する費用とされていますけれども、本町につきましては森林面積が小さい町ということで費用対効果の面からいっても森林の施業というよりはホームページに記載のとおり木材利用ということで公共施設の使用を考えておりますけれども、まだ650万円という額ですので、公共施設というところで考えてはおりますが、具体的な施設どこに当てるかというのは今後の検討事項ということになっています。

○委員長（笹木笑子） 藏根委員。

○2番（藏根高史） ありがとうございます。

○委員長（笹木笑子） 吉川委員。

○7番（吉川 洋） 69ページの7節報償費、有害鳥獣狩猟免許取得用ということで3万3,000円上がっておりますが、これは職員の中でそういう免許取得者をということでしょうか、それとも違う部分なのでしょうか、その辺お聞きしたいと思います。

○委員長（笹木笑子） 白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） こちらの報償費につきましては、職員には限っておりません。一般の方で町内でということで講習を受けていただいたときにそのかかる経費を補助するというので、広報のほうでもその試験がある前後にはお載せして、その中で受ける方がいらっしゃればその分を補助するというものになっております。

○委員長（笹木笑子） 吉川委員。

○7番（吉川 洋） 現状ではあるのでしょうか。

○委員長（笹木笑子） 白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 昨年度はいませんでした。過去にいた方は、職員が取った場合もあるのですが、今のところ継続的に何人もがという形にはなっておりません。

○委員長（笹木笑子） 吉川委員。

○7番（吉川 洋） 分かりました。今後必要な狩猟免許となるかと思っておりますので、よりアピールをしてそういう方増やすようにしていただければと思っておりますけれども、よろしくお願ひします。

○委員長（笹木笑子） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で5款労働費、6款農林水産業費について質疑を打ち切ります。

続きまして、70ページから72ページ、7款商工費に入ります。商工費については、鷲尾企画課長、白土住民課長に順次説明を求めてまいります。初めに、鷲尾企画課長。

○企画課長（鷲尾仁志） それでは、7款商工費のうち企画課所管事項についてご説明申し上げます。

70ページ、71ページを御覧ください。7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、本年度予算額1,873万6,000円、前年度対比637万4,000円の減でございます。財源につきましては、国・道支出金12万5,000円、その他特定財源といたしまして817万円を充当し、一般財源は1,044万1,000円でございます。企画課所管事項に関しましては、産業活性化センターの管理経費、商工会議所の補助金、中小企業原資預託金などがございますが、産業活性化センター管理経費につきまして修繕料の減により全体で17万1,000円減の331万7,000円を計上しております。また、20節貸付金では、中小企業融資原資預託金のうち令和2年度実施の新型コロナウイルス緊急運転資金に係る特別融資貸付けの償還により552万円減の773万円を計上したところであります。

次に、71ページ、企業開発費でございます。2目企業開発費、本年度予算額1,524万円、前年度対比9万円の増でございます。財源内訳につきましては、地方債1,400万円、一般財源124万円でございます。前年度とほぼ同額につき、説明は省略させていただきます。

次に、3目観光費、本年度予算額1,038万8,000円、前年度対比5万円の増でございます。財源内訳につきましては、その他特定財源531万5,000円、一般財源507万3,000円でございます。こちらにつきましても前年度とおおむね同額につき、説明は省略させていただきます。

以上、企画課所管について説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 続きまして、白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 7款商工費のうち住民課の所管事項につきましてご説明申し上げます。

1目商工振興費に消費者行政に係る経費を計上しております。10節需用費、消耗品では、昨年度作成した啓発用マグネットシートの作成経費等23万6,000円を減額した6万5,000円を計上しております。12節委託料では、昨年度実施したシステム更新業務5万円の皆減、18節負担金、補助及び交付金では消費者協会創立50周年記念事業補助金20万円が皆減となっております。そのほかは、前年度とほぼ同様に、総額195万9,000円を計上しております。

以上で7款商工費のうち住民課の所管事項につきまして説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 以上で7款商工費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

70ページから72ページ、7款商工費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で7款商工費について質疑を打ち切ります。

続きまして、73ページから78ページ、8款土木費、9款消防費に入ります。土木費については三原建設課長、消防費については内野総務課長より順次説明を求めてまいります。

土木費の内容の説明を求めます。三原建設課長。

○建設課長（三原浩明） それでは、8款土木費につきまして前年度と比較し、増減の大きな項目のみご説明申し上げます。

予算書73ページをお開き願います。1項土木管理費、1目土木総務費、本年度予算額1億423万4,000円、前年度比較201万9,000円の減額で、財源内訳につきましては国・道支出金7万1,000円、その他特定財源82万2,000円、一般財源1億334万1,000円でございます。本目は、主に街路灯及び車庫詰所の維持費と下水道事業特別会計への繰出金に係る予算を計上するものでございます。10節需用費1,029万1,000円、前年度比較55万1,000円の増額の主な要因は、街路灯整備工事の増で、新たにLED化を推進するものでございます。18節負担金、補助及び交付金108万5,000円、前年度比較28万3,000円の増額で、主な要因は治山林道協会負担金の増によるものです。74ページをお開き願います。27節繰出金9,257万4,000円、前年度比較285万4,000円の減額は、下水道事業特別会計への繰出金の減によるものです。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、本年度予算額1億5,298万2,000円、前年度比較1,125万7,000円の増額で、財源内訳につきましては国・道支出金3,686万4,000円、地方債3,770万円、一般財源7,841万8,000円でございます。本目は、道路維持及び整備費を計上するものでございます。本年度の除排雪経費につきましては、1節報酬の除雪車運転手、10節需用費のうち燃料費、12節委託料の除排雪業務、13節使用料及び賃借料の排雪ダンプ借上料を合わせまして総額3,562万1,000円を計上しており、前年度比較655万8,000円の増額となっております。増額の主な要因につきましては燃料費単価の増と委託業者1社増によるものです。また、1節報酬2,824万5,000円、前年度比較316万8,000円の増額は、道路維持、除雪車運転手1名増によるものです。8節旅費56万円、前年度比較24万8,000円の増額は、会計年度任用職員の通勤手当増によるものです。12節委託料1,807万5,000円、前年度比較382万2,000円の減額の主な要因は、昨年実施した橋梁点検業務委託の減と除排雪業務委託業者1社増によるものです。75ページを御覧願います。あわせて、資料ナンバー4を併せてご参照願います。14節工事請負費7,900万円、前年度比較795万円増の要因は、橋梁長寿命化補修事業費の増と昨年度実施しました各種整備工事費の減によるものです。

次に、3項住宅費、1目住宅管理費についてご説明いたします。本年度予算額1億2,434万円、前年度比較4,800万2,000円の増額で、財源内訳につきましては国・道支出金3,076万5,000円、地方債6,660万円、その他特定財源2,697万5,000円でございます。本目は、町営住宅の維持管理経費及び整備費を計上するものです。1節報酬6万8,000円及び8節旅費6万5,000円の皆増は、廃目公営住宅建設費から組替えしたことによるものです。10節需用費1,808万3,000円、前年度比較5,031万7,000円の減額の主な要因は、消耗品費で公営住宅等各所消火器設置費の減と印刷製本費23万3,000円の皆増は廃目公営住宅建設費から組み替えたことによるものと修繕料1,630万円、前年度比較4,940万円の減額は公営住宅等の各種修繕費の減によるものでございます。76ページをお開き願います。12節委託料1,020万

9,000円、前年度比較468万6,000円の増額の主な要因は、住生活基本計画等改定業務を実施することと公営住宅システム改修の皆減、システム保守料を13節使用料及び賃借料へ組替えをしたことによるものです。13節使用料及び賃借料138万5,000円、前年度比較48万2,000円の増額の主な要因は、先ほどご説明しました公営住宅管理システム使用料の皆増と積算システム借上料の契約終了の減によるものです。資料ナンバー4を併せてご参照願います。14節工事請負費9,300万円の皆増は、東鶉団地外装改善工事2棟30戸と緑が丘団地5棟20戸を除却するものです。

次に、廃目公営住宅建設費ですが、国の補助制度で以前は人件費を含む事務費が補助対象であったため、主に1名の人件費と住宅整備費を計上しておりましたが、近年の制度改正により補助対象外となりました。今後見直しをされる可能性がほぼないと思われるため、本年度より人件費を給与費、住宅整備費を住宅管理費へ組替えし、廃目するものです。

以上、土木費の内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 次に、消防費の内容の説明を求めます。内野総務課長。

○総務課長（内野博之） 予算書78ページを御覧いただきたいと思います。9款消防費、1項消防費、1目消防費、本年度予算額1億5,361万5,000円、前年度比較で60万8,000円の増で、財源は全て一般財源でございます。本目は、砂川地区の消防組合負担金を計上しているところでございます。主な増額の要因といたしましては、熱画像赤外線カメラ購入経費や職員の被服購入経費の増によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 以上で8款土木費、9款消防費の説明が終わりました。

73ページから78ページ、8款土木費、9款消防費全般について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で8款土木費、9款消防費について質疑を打ち切ります。

ここで昼食のため休憩を取ります。

休憩 午前11時43分

再開 午後 零時57分

○委員長（笹木笑子） 休憩に引き続き会議を再開いたします。

79ページから89ページ、教育費、10款教育費に入ります。教育費については、米田教育次長、鷲尾企画課長に順次説明を求めてまいります。初めに、米田教育次長。

○教育次長（米田淳一） それでは、教育費についてご説明申し上げます。

79ページでございます。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算額136万2,000円、財源は全て一般財源でございます。内容につきましては、前年度同額でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、2目事務局費、本年度予算額1,615万7,000円、前年度比較で182万1,000円

の減、財源は国・道支出金が14万2,000円、地方債450万円、一般財源で1,151万5,000円でございます。主な項目につきましてご説明いたしますが、10節需用費、本年度予算額77万7,000円、前年度比で4万4,000円の増で、燃料費の単価増と公用車の車検費用を計上するものでございます。次ページへ参りまして、18節負担金、補助及び交付金、本年度予算額679万8,000円、前年度比較で196万2,000円の減額で、本町の小学生が通級しております砂川市の言語障害児治療教室の構成市町負担割の減が主な要因であります。そのほかの項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、2項小学校費へ参ります。2項小学校費、1目学校管理費、本年度予算額2,810万7,000円、前年度比較で170万5,000円の増額となっております。財源内訳は、全て一般財源でございます。8節旅費でございますが、本年度予算額22万5,000円、前年度比較で9万5,000円の増で、会計年度任用職員の通勤手当の増でございます。10節需用費、本年度予算額1,008万5,000円、前年度比較で8万8,000円の増額となっております。燃料費の単価増と昨年度修繕料において開校30周年を迎えるに当たり、門柱タイトルの修繕を終えたことにより相殺でございます。12節委託料、本年度予算額367万3,000円、前年度比較で151万8,000円の増額で、小中両校に整備しておりますGIGAスクールネットワークの保守委託料と昨年11月から小中学校へ配置しておりますICT支援員の配置を業務委託とするための経費を計上するもので、ICT支援員につきましては専門的知識を有する業者が小中学校ともに月2回、各4時間学校において1人1台のタブレット端末を用いた学習指導のサポートや機器のトラブル対応、また教員への指導法の研修などに当たることで導入間もないICTを用いた学習指導の円滑な推進を図るものでございます。次のページ、82ページへ参りまして、17節備品購入費、本年度予算額35万円、前年度比較で14万2,000円の増で、学校要望に基づきましてデジタルカメラなどを購入する経費を計上するものであります。そのほかの費目につきましては、おおむね前年度と同額でありますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、2目教育振興費へ参ります。2目教育振興費、本年度予算額1,596万8,000円、前年度比較で105万7,000円の増額であります。財源内訳は、国・道支出金が3万7,000円、地方債が700万円、一般財源が893万1,000円でございます。10節需用費であります。本年度予算額163万円、前年度比較で43万5,000円の増であります。消耗品におきまして1人1台のタブレット端末を家庭へ持ち帰った際の充電器、またマウスを整備するための所要経費の増でございます。13節使用料及び賃借料、本年度予算額64万1,000円、前年度比較で10万7,000円の減は、遠足や社会見学など各種学校行事に対しましてコロナ対策により借り上げします民間バスの借上料で、行き先を近郊としたことにより減でございます。18節負担金、補助及び交付金、本年度予算額989万7,000円、前年度比較で106万4,000円の増でございます。砂川市学校給食センターにおきまして令和4年度に建物の屋根、また壁の補修及び調理室の床の張り替えを施すことを予定しておりますことから、かかる経費を

構成市町で負担することによります増額でございます。19節扶助費、本年度予算額177万5,000円、前年度対比25万2,000円の減は、準要保護の減によるものでございます。そのほかの項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、3項中学校費へ参ります。3項中学校費、1目学校管理費、本年度予算額3,263万2,000円、前年度比較で96万7,000円の減額となっております。財源内訳は、全て一般財源でございます。1節報酬であります。本年度予算額1,314万円、前年度対比で24万2,000円の減額で、現英語指導助手が7月末で退任をしまして新採用へ替わりますことから、報酬が引下げとなることによります減額でございます。8節旅費、本年度予算額112万4,000円、前年度比較で93万2,000円の増額でございます。英語指導助手の交代に伴いまして、現指導助手のアメリカへの帰国旅費及び新任者への来日旅費を計上したことによります増額であります。なお、新任者につきましては、現在道で調整されておりますことから、来日旅費につきましては自治体国際化協会が一律定めます額を計上したものでございます。10節需用費、本年度予算額1,246万円、前年度対比で316万8,000円の減額となっております。燃料費の単価増と昨年開校50周年を迎え、老朽化の著しい体育館ステージのどんちょう、またバトンの修繕を終えたことによります相殺が主な要因であります。次ページへ参りまして、12節委託料、本年度予算額309万3,000円、前年度比較で149万4,000円の増であります。小学校費同様、G I G Aスクールネットワークの保守委託料とI C T支援員の配置に要します経費を計上したものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度同様でありますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、2目教育振興費へ参ります。2目教育振興費、本年度予算額1,144万2,000円、前年度対比68万6,000円の増額であります。財源内訳は、国・道支出金が11万円、地方債が350万円、一般財源が783万2,000円でございます。85ページへ参りまして、10節需用費、本年度予算額127万7,000円、前年度比較で19万3,000円の増額で、小学校費同様タブレット端末の持ち帰り用の充電器、マウスを整備するための経費の計上でございます。17節備品購入費、本年度予算額107万円、前年度比較で115万2,000円の減でございます。昨年度におきまして令和3年度の教科書改訂によります教師用指導書の整備を終えたことによります減額でございます。18節負担金、補助及び交付金、本年度予算額630万1,000円、前年度比較で200万3,000円の増額であります。これも小学校費同様、砂川市学校給食センターにおいて建物の補修等に係る負担金の増と本年度主要予定事業あります英語検定料の助成を1年生に加えて2年生へ拡充したこと、また修学旅行助成金におきまして3年生が昨年度6人から令和4年度は17人へ増えますことが主な要因でございます。19節扶助費、本年度予算額202万1,000円、前年度比較で25万4,000円の増でございます。準要保護において対象生徒が増えたことによるものでございます。そのほかの項目につきましては、おおむね前年度と同様でありますので、説明を省略いたします。

続きまして、4項社会教育費へ参ります。1目社会教育総務費、本年度予算額259万4,000

円、前年度比較で9万2,000円の減となっております。財源は、全て一般財源でございます。7節報償費であります。本年度予算額139万円、前年度比較で9万1,000円の減であります。社会教育講座として、本年度は写真の撮り方や整理整頓に関わりますワークショップ、またフラダンスや落語鑑賞会など通年の事業を予定しておりますが、それら講師謝礼の減によるものであります。そのほかの項目につきましては、おおむね前年同様でありますので、説明を省略いたします。

続きまして、2目青少年対策費、本年度予算額155万9,000円、前年度比較で740万9,000円の減となっております。財源は、全て一般財源でございます。主な減額要因ですが、予算書では皆減で記載はございませんが、昨年度工事請負費におきまして各町遊園地の再編と遊具の更新を各町子ども会と協議をしながら進め、中央公園のトイレ、遊具の撤去、朝駒団地公園の危険遊具の撤去と新規遊具の設置を終えまして、既存の遊園地全ての再編整備を終えたことによります減額でございます。そのほかの項目につきましては、前年度とおおむね同様でありますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、3目社会教育施設費でございます。本年度予算額293万9,000円、前年度比較で4,000円の増であります。財源内訳は、全て一般財源でございます。本目は、趣芸館及び炭鉱館に関する予算を計上するもので、教育委員会が所管いたします趣芸館に関わる予算につきまして、12節委託料、本年度予算額59万8,000円、前年度比較で1万8,000円の減で、趣芸館の窓ガラス清掃を隔年実施しており、昨年度で実施しておりますことから減額となるものであります。

続きまして、88ページへ参りまして、5項保健体育費であります。1目保健体育総務費、本年度予算額317万9,000円、前年度比較で5,000円の増であります。財源内訳は、全て一般財源でございます。13節使用料及び賃借料、本年度予算額62万6,000円、前年度比較で2万円の増で、スキー行事バス借上料におきまして燃料の高騰によります増であります。そのほかの項目につきましては、おおむね前年度同様でありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、89ページ、2目体育施設費、本年度予算額841万1,000円、前年度と比較しまして1,077万1,000円の減であります。財源内訳は、その他特定財源が40万円、一般財源で801万1,000円でございます。10節需用費、本年度予算額128万3,000円、前年度比較で1,079万4,000円の減となっておりますが、令和3年度におきまして修繕料におきまして鶉プール内の場内外の壁面及びプールの外周等の補修を行い、また奥沢パークゴルフ場については各ホールのスタートティーグラウンドと一部剥離しました芝の補修、また朝駒テニスコートにつきましては2面分をそれぞれ補修整備を終えましたことによる減でございます。そのほかの費目につきましては、前年度とおおむね同様でありますので、説明は省略させていただきます。

以上で10款教育費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 続きまして、鷺尾企画課長。

○企画課長（鷲尾仁志） それでは、10款教育費のうち企画課所管事項につきまして内容の説明を申し上げます。

87ページを御覧ください。3目社会教育施設費に炭鉱館の管理経費を計上しております。炭鉱館につきましては、ゴールデンウィークの初めから10月末までの土曜日、日曜日、祝日及びお盆期間の開館となっており、開館日数は前年度と比較し増えておりますが、予算につきましては前年度とほぼ同額に基づき、説明は省略をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（笹木笑子） 以上で10款教育費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

79ページから85ページ、1項教育総務費から3項中学校費について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

次、85ページから89ページ、4項社会教育費から5項保健体育費について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で10款教育費について質疑を打ち切ります。

続きまして、災害復旧費、予備費、90ページから93ページ、11款災害復旧費、12款公債費、13款職員費、14款予備費に入ります。災害復旧費については三原建設課長、公債費から予備費までについては内野総務課長に順次説明を求めてまいります。災害復旧費の内容の説明を求めます。三原建設課長。

○建設課長（三原浩明） それでは、11款災害復旧費につきましてご説明申し上げますので、予算書90ページをお開き願います。

1項農林水産業施設災害復旧費、1目治山施設災害復旧費、本年度予算額10万円で、前年度同額、財源内訳につきましては全て一般財源でございます。本目は、災害が発生した場合に対応するため、科目存置として計上するものでございます。

以上で災害復旧費の内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 次に、12款公債費から14款予備費までの内容の説明を求めます。内野総務課長。

○総務課長（内野博之） それでは、91ページを御覧いただきたいと思っております。12款公債費、1項公債費、1目元金でございます。本年度予算額4億1,612万4,000円、前年度比較で5,404万2,000円の増です。財源内訳は、その他特定財源で8,623万8,000円、一般財源が3億2,988万6,000円でございます。22節償還金、利子及び割引料につきましては、平成8年度から令和2年度借入れの長期債99件分の償還元金を計上するものでございます。

続きまして、2目利子、本年度予算額1,319万3,000円、前年度比較で515万8,000円の減

でございます。財源内訳は、その他特定財源で359万9,000円、一般財源が959万4,000円でございます。22節償還金、利子及び割引料におきまして平成8年度から令和3年度借入れ予定までの126件分の長期債償還利子と一時借入金利子を計上するものでございます。

続きまして、92ページ、13款職員費、1項職員費、1目職員給与費でございます。本年度予算額5億4,781万9,000円、前年度比較で3,240万8,000円の増です。財源内訳は、その他特定財源で4,401万円、一般財源が5億380万9,000円でございます。本目は、一般職73人と特別職3人と会計年度任用職員4名の計80人分の人件費を計上するものでございます。主な増額要因といたしましては、5名の退職者による減と新規採用者を含める11名分の人件費増との相殺によるものでございます。

続きまして、93ページの予備費でございます。14款予備費、1項予備費、1目予備費でございます。本年度予算額300万円で、財源内訳は全て一般財源でございます。前年度同額の計上であります。

以上で12款公債費、13款職員費、14款予備費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 以上で11款災害復旧費から14款予備費までの説明が終わりました。これより質疑に入ります。

90ページから93ページ、11款災害復旧費から14款予備費までについて質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で11款災害復旧費、12款公債費、13款職員費、14款予備費についての質疑を打ち切ります。

以上で歳出についての審査を終了いたします。

それでは、歳入に入ります。16ページから30ページ、歳入全般についての内容の説明を求めます。内野総務課長。

○総務課長（内野博之） それでは、歳入につきまして一括説明させていただきます。

前年度と比較しまして増減の大きいものにつきまして説明とさせていただきます、前年度同額や異同の小さいものにつきましては説明を省略させていただきますので、ご了承願いたいというふうに思います。

初めに、16ページをお開き願います。初めに、町税、町民税でございます。2目法人、本年度予算額1,800万1,000円、前年度比較で600万円の増となっております。法人税割の増が主な要因となっております。

固定資産税、1目固定資産税、本年度予算額4,850万円、前年度比較で200万円の増となっております。償却資産の増によるものでございます。

17ページへ参りまして、町たばこ税、1目町たばこ税、本年度予算額2,121万8,000円、前年度比較で52万2,000円の増となっております。販売本数の増を見込むものでございます。

18ページへ参りまして、2款3項1目森林環境譲与税でございます。本年度予算額340万円、前年度比較で73万9,000円の増額となっております。森林環境譲与税全体の総額の増によりまして配分額が増加することを見込むものでございます。

飛びまして、20ページでございます。地方交付税でございます。1目地方交付税、本年度予算額17億5,800万円、前年度比較で1億800万円の増となっております。普通交付税につきましては、本年度予算額15億9,000万円、前年度比較で1億2,000万円の増となっております。国の地方財政計画に基づき、また前年度交付額を考慮いたしまして予算計上するものでございます。特別交付税につきましては、本年度予算額1億6,800万円、前年度比較で1,200万円の減額となっております。北海道及び全国的な災害の復旧状況を考慮しまして計上したものでございます。

22ページへ参ります。13款1項4目土木使用料、本年度予算額1億4,833万4,000円、前年度比較で336万5,000円の減となっております。2節住宅使用料におきまして公営改良住宅等の入居戸数の減によるものでございます。

23ページです。14款1項国庫負担金、1目民生費負担金でございます。本年度予算額1億4,282万3,000円、前年度比較で321万2,000円の増となっております。1節社会福祉費負担金で障害者総合支援法に基づきます利用者の増等によるものでございます。

2項国庫補助金でございます。4目土木費補助金、本年度予算額6,762万9,000円、前年度比較で1,244万5,000円の増となっております。1節道路橋りょう費補助金で緑橋長寿命化補修事業の増によるものでございます。

24ページへ参りまして、15款1項道負担金、1目民生費負担金でございます。本年度予算額7,815万円、前年度比較で177万3,000円の増となっております。1節社会福祉費負担金で障害者総合支援法に基づきますサービス利用者の増によるものでございます。

25ページです。2目保険基盤安定拠出金、本年度予算額1,698万2,000円、前年度比較で73万9,000円の減となっております。道の後期高齢者医療広域連合の算出した対象者数の推計を基に計上しているものでございます。

26ページへ参りまして、3項道委託金、1目総務費委託金でございます。本年度予算額1,029万1,000円、前年度比較で184万6,000円の増となっております。4節選挙費委託金で前年度に計上いたしました衆議院議員選挙委託金が減となっておりますが、参議院議員選挙委託金及び知事、道選挙費委託金の計上により増となっております。

28ページへ参ります。18款3項貸付金元利収入でございます。1目中小企業融資資金貸付金収入、本年度予算額773万円、前年度比較で552万円の減となっております。中小企業融資預託金事業のうち新型コロナウイルス緊急運転資金残高減によるものでございます。

29ページです。5項雑入でございます。5目雑入、本年度予算額7,394万3,000円、前年度比較で498万6,000円の減となっております。主に福祉医療センター人件費負担金の減によるものでございます。

続きまして、19款1項1目総務債、本年度予算額7,240万円、前年度比較で9,050万円の

減となっております。1節臨時財政対策債及び2節の過疎対策事業債の減と、前年度に計上しておりました公共施設等整備事業債の減によるものでございます。

30ページへ参りまして、2目土木債です。本年度予算額1億230万円、前年度比較で20万円の減となっております。1節道路橋りょう債で橋梁長寿命化補修事業により前年度比較1,760万円の増、2節公営住宅債で東鶉団地長寿命化改善事業及び緑が丘団地除却事業により前年度比較1,780万円の減となったものでございます。

前年度に計上いたしました民生債は、鶉若葉生活館建設事業終了に伴い、減となっております。

繰入金につきましては、今年度計上しないため、廃款となっております。

以上で歳入全般の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 以上で歳入の説明が終わりました。

16ページから30ページ、歳入全般についての質問を受けます。ページ数と項目を述べてから発言願います。質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で歳入についての審査を終了いたします。

ここで歳出、歳入全般についての質問を受け付けます。質疑のある方はご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 令和4年度上砂川町一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で一般会計が終了いたしました。

◎議案第14号

○委員長（笹木笑子） 続きまして、そのまま国民健康保険特別会計のほうに入らせていただきます。

111ページから120ページ、議案第14号 令和4年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） それでは、令和4年度国民健康保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

まず、歳出でございます。119ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額8,130万3,000円、前年度比較743万5,000円の増で、財源内訳はその他特定財源が5,354万円、一般財源が2,776万3,000円でございます。1節報酬110万8,000円、前年比較47万6,000円の増及び8節旅費10万6,000円、前年度比較2万3,000円の増につきましては、特定健康診査等に係る会計年度任用職員の人件費で、昨年度に引き続き臨時栄養士を新たに雇い入れるために増額となっております。12節委託料60万1,000円、前年度比較11万2,000円の増は、市町村事務の負担軽減、標準化、コスト削減等のため北海道により構築された市町村事務処理標準化システムの機器更改に関わる移行対応業務委託経費でございます。18節負担金、補助及び交付金7,942万6,000円、前年度比較682万4,000円の増は、北海道に納める事業費納付金等の増に伴い、空知中部広域連合分賦金が増額となったことによるものでございます。

次に、2項徴税費、1目賦課徴収費、本年度予算額116万円、前年度同額で、財源内訳はその他特定財源でございます。前年度と同様の計上につき、内容の説明は省略させていただきます。

120ページに参ります。2款諸支出金、3款予備費につきましても前年度同額の予算計上につき、内容の説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入に参ります。戻りまして、116ページをお開き願います。2、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税2,789万8,000円、前年度比較で59万円の増となっております。被保険者所得の増によるもので、1節医療給付費分現年課税分では38万5,000円、2節後期高齢者支援金分現年課税分では11万2,000円、3節介護納付金分現年課税分では9万3,000円それぞれ増額となっております。4節から6節につきましては、前年度と同額を計上しております。

次に、117ページでございます。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料は、前年度同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額3,466万円、前年度比較395万6,000円の増でございます。内訳につきましては、保険税の低所得者軽減に伴います税收分を補填する保険基盤安定分が1,732万9,000円、低所得者や高齢者が多いことでの財政安定化支援分として757万4,000円、広域連合職員給与費分等で975万円を繰り入れるものでございます。

4款諸収入、2項雑入、3目雑入、本年度予算額2,004万円、前年度比較288万9,000円の増は、空知中部広域連合を經由して交付される国保連合会共同事業負担金や歳出でご説明しました会計年度任用職員人件費分の連合からの負担金の増によるものでございます。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。

119ページから120ページ、歳出全般にわたっての質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

116ページから118ページ、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決いたします。

お諮りします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号 令和4年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第15号

○委員長（笹木笑子） 続きまして、後期高齢者医療特別会計、121ページから129ページ、次に議案第15号 令和4年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） それでは、令和4年度後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

歳出でございます。128ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額80万4,000円、前年度比較31万2,000円の増で、財源内訳は全てその他特定財源でございます。本年10月より一定の所得がある方の医療費の窓口負担割合が変更となることに伴い、全員に本年度は被保険者証を7月と9月と2回送付するため、11節役務費で前年度比較29万3,000円増の64万7,000円を計上しております。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額の予算計上としておりますので、内容の説明を省略させていただきます。

2項徴収費、1目徴収費、本年度予算額121万7,000円、前年度同額で、財源内訳は全てその他特定財源でございます。保険料の賦課徴収に係る経費を計上しておりますが、こち

らにつきましても前年度と同額の内容となっておりますので、説明は省略をさせていただきます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額6,566万5,000円、前年度比較313万円の減額で、財源内訳はその他特定財源2,516万4,000円、一般財源4,050万1,000円でございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金で、事務費負担金は前年度比較1万円減の242万5,000円を、医療給付に関わる保険料等負担金は前年度比較312万円減の6,324万円を計上しております。

3 款諸支出金と4 款予備費につきましては、前年度と同額の計上としており、内容の説明を省略させていただきます。

歳入に参ります。戻りまして、126ページをお開き願います。2、歳入、1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料、本年度予算額3,037万2,000円、前年度比較160万1,000円の減でございます。

2 目普通徴収保険料、本年度予算額1,022万4,000円、前年度比較53万3,000円の減でございます。

保険料全体では4,059万6,000円の計上で、被保険者数の減及び保険料改定等により前年度比較で213万4,000円の減となっております。

2 款使用料及び手数料につきましては、前年度同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金、本年度予算額454万1,000円、前年度比較30万2,000円の増は、北海道広域連合への事務費負担金の増によるものでございます。

2 目保険基盤安定繰入金、本年度予算額2,264万4,000円、前年度比較98万6,000円の減につきましては、保険料の低所得者軽減に伴う税収分を補填するもので、繰入金全体では68万4,000円減の2,718万5,000円を繰り入れるものでございます。

4 款諸収入につきましては、前年度と同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。

128ページ、129ページ、歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

126ページ、127ページ、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決いたします。

お諮りします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 令和4年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第16号

○委員長（笹木笑子） 続きまして、下水道事業特別会計に入ります。131ページから143ページ、議案第16号 令和4年度上砂川町下水道事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。三原建設課長。

○建設課長（三原浩明） それでは、令和4年度下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

前年度と比較し、増減の大きな項目のみご説明いたします。歳出からのご説明をいたしますので、予算書140ページをお開き願います。1款下水道費、1項下水道整備費、1目総務管理費、本年度予算額2,754万7,000円、前年度比較314万3,000円の減額で、財源内訳につきましては地方債310万円、一般財源2,444万7,000円でございます。12節委託料、本年度予算額321万円、前年度比較151万円の減額は、総務省より令和5年度末までに移行が義務づけられております公営企業会計法適化のための業務委託費の減によるもので、141ページを御覧願います。18節負担金、補助及び交付金、本年度予算額796万8,000円、前年度比較39万3,000円の減額の主な要因は、石狩川流域下水道組合の管理運営負担金において下水道処理水量負担の見込み水量が20万立方メートルから18万立方メートルとなったことによるものです。26節公課費、本年度予算額676万円、前年度比較122万2,000円の減額は、令和3年度の消費税確定申告額の見込みによるものです。

次の2目下水道建設費について、恐れ入りますが、予算書の修正をお願いいたします。修正箇所は、12節委託料の説明欄に記載されております下水道事業計画変更業務を下水道ストックマネジメント計画策定業務に修正をお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。2目下水道建設費、本年度予算額1,605万円、前年度比較809万円の増で、財源内訳につきましては国・道支出金450万円、地方債820万円、その他特定財源1万8,000円、一般財源333万2,000円でございます。12節委託料、本年度予

算額900万円で、前年度比較560万円の増額は、昨年度実施した下水道事業計画変更業務に代わり、本年度は下水道ストックマネジメント計画策定業務を実施するものです。18節負担金、補助及び交付金、本年度予算額605万円で、前年度比較249万円の増額の主な要因は、石狩川流域下水道事業建設負担金の増によるものです。

2項下水道維持費、1目維持管理費、本年度予算額941万8,000円、前年度比較24万1,000円の減額で、財源内訳につきましてはその他特定財源2,000円、一般財源941万6,000円でございます。10節需用費505万1,000円、前年度比較7万1,000円の減額、142ページをお開き願います。11節役務費11万1,000円、前年度比較3万9,000円の減額は、公用車の車検整備の減によるものです。

2款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額8,080万6,000円、前年度比較112万8,000円の増額で、財源内訳につきましては地方債780万円、一般財源7,300万6,000円でございます。増減の要因は、令和元年度借入債の償還が始まったことによるものです。

2目利子、本年度予算額1,127万5,000円、前年度比較146万2,000円の減額で、財源内訳につきましては全て一般財源です。平成8年度から令和2年度までの起債借入れに関わる124件分を計上するものです。

次に、歳入についてご説明いたしますので、137ページをお開き願います。1款分担金及び負担金、1項受益者分担金、1目受益者分担金、本年度予算額1万8,000円、前年度比較7万円の減額は、下鶉生活館の分担金納付が完了したことによるものです。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費補助金、本年度予算額450万円で、前年度比較280万円の増額は、昨年度実施した下水道事業計画変更業務に代わり、本年度は下水道ストックマネジメント計画策定業務の実施によるものです。

4款繰入金、138ページをお開き願います。1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額9,257万4,000円、前年度比較285万4,000円の減額は、主に下水道事業費補助金及び特定環境保全公共下水道債の借入れ増によるもので、収支不足を一般会計から繰入れし、収支の均衡を図るものでございます。

6款町債、1項町債、1目下水道事業債、本年度予算額1,910万円、前年度比較450万円の増額となっております。1節流域下水道事業債、本年度予算額370万円、前年度比較90万円の増額は処理場等建設負担事業分の増によるもので、2節資本費平準化債、本年度予算780万円、前年度比較70万円の増額は令和3年度借入債が算定に加わったことによるもので、3節公営企業会計適用債、本年度予算額310万円、前年度比較160万円の減額は公営企業会計法適化業務委託費の減によるもので、4節特定環境保全公共下水道事業債、本年度予算額450万円皆増は下水道ストックマネジメント計画策定業務委託に充当するものでございます。

以上で下水道事業特別会計予算の内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。

140ページから143ページ、歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方は発言願

います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

137ページから139ページ、歳入全般にわたっての質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 討論なしと認めます。

これより議案第16号について採決いたします。

お諮りします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号 令和4年度上砂川町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第17号

○委員長（笹木笑子） 続きまして、水道事業会計、151ページから163ページ、議案第17号 令和4年度上砂川町水道事業会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。三原建設課長。

○建設課長（三原浩明） それでは、令和4年度水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

前年度と比較し、増減の大きな項目のみご説明いたします。初めに、収益的支出からご説明いたしますので、予算書158ページをお開き願います。水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予算額2,074万7,000円で、前年度比較16万2,000円の減となっております。通信運搬費59万円、前年度比較15万7,000円の増額は、浄水場監視システムを総係費から組替えをし、ADSLから光回線に移行するものです。委託料395万9,000円、前年度比較117万1,000円の増額は、浄水場のガラス清掃業務と配水池排泥作業等が隔年での実施の年に当たることと道路除雪業務単価の増によるものです。手数料129万7,000円、前年度比較17万円の増額は、各種水質検査手数料単価が平成23年から据置きされてきましたが、検査実施機関である中空知水道企業団の人件費や機械損料の増による単価の見直しによるものです。修繕費413万7,000円、前年度比較174万1,000円の減額は、平成22年に設置いたしました浄水場無停電装置の更新を実施するものと昨年実施した浄水場非常用発電機の点検整備完了によるものです。

次に、2目配水及び給水費、本年度予算額1,008万6,000円、前年度比較44万3,000円の減額となっております。159ページを御覧願います。委託料94万6,000円、前年度比較84万4,000円の減額は配水管排泥作業業務が隔年での休止の年に当たることと、修繕費890万円、前年度比較44万円の増額は検満量水器の取替えとして前年より10台増の150台分、660万円を計上するものです。

3目業務費、本年度予算額139万5,000円、前年度比較4万5,000円の減額は、検針業務委託件数を50件減の1,550件とするものです。

4目総係費、本年度予算額2,370万8,000円、前年度比較8万2,000円の増額となっております。給料721万9,000円、前年度比較14万8,000円の増額は、職員2名分の定期昇給によるものです。

160ページをお開き願います。5目減価償却費、本年度予算額4,927万2,000円、前年度比較495万9,000円の減額は有形固定資産減価償却の減によるもので、6目資産減耗費25万8,000円、前年度比較41万2,000円の減額は令和3年度簡水更新事業により町道鶉本町団地線の配水管布設替えを実施したことによる旧配水管資産を除却するものです。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、本年度予算額632万5,000円、前年度比較318万2,000円の減額は平成3年度及び21年、23年度借入債の一部償還が終了したことによるもので、2目雑支出、本年度予算額31万4,000円、前年度比較2万5,000円の減額は料金不納欠損金、平成28年度及び29年度の34件分を計上するものです。

3目消費税及び地方消費税、本年度予算額461万8,000円、前年度比較1万8,000円の減額は、料金収入の減によるものです。

次に、収益的収入のご説明をいたしますので、157ページをお開き願います。水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、本年度予算額8,388万4,000円、前年度比較281万円の減額となっております。家事用件数は、一般分として1,039件、福祉料金該当分として388件、合計18件減の1,427件を見込み、前年度比較101万7,000円減の5,281万7,000円を計上し、業務用は2件減の85件で、前年度比較197万6,000円減の2,664万3,000円を計上しております。

2項営業外収益、2目繰入金3,084万9,000円、前年度比較629万1,000円の減額で、収支不足額を一般会計から繰入れし、収支の均衡を図るものでございます。

3目他会計負担金188万8,000円、前年度比較6万3,000円の減額は、下水道会計から使用料等賦課徴収事務委託負担金の減及び検針業務委託件数の減によるものです。

次に、資本的支出についてご説明いたしますので、163ページをお開き願います。資本的支出、1項企業債償還金、1目企業債償還金、本年度予算額1億101万6,000円、前年度比較763万5,000円の減額は、平成3年度及び21年、23年度借入債の一部償還が終了したことによるもので、平成4年度から令和元年度までの企業債30件分を計上するものでございます。

2項建設改良費、1目簡易水道等施設整備事業費、本年度予算額2,630万円、前年度比較4,690万円の減額は、簡易水道等施設整備事業の減額で、主な要因は浄水場フロキュレータ

ー4台全てが更新完了したことで配水管路等の測量調査設計業務委託費の減によるものです。資料ナンバー5をご参照願います。1節工事請負費は、鶉本町、緑が丘、若葉台地区に埋設されました配水管670メートルの布設替えに2,630万円を計上するものです。

続きまして、162ページを御覧願います。資本的収入につきましてご説明いたします。資本的収入、1項出資金、1目負担区分に基づかない出資金、本年度予算額5,148万7,000円、前年度比較226万4,000円の減額は、企業債償還元金のうち当年度内部留保資金において補填し、さらに不足する額を一般会計出資金として補填を受けるものでございます。

2項企業債、1目企業債、本年度予算額1,630万円、前年度比較3,460万円の減額と3項国庫補助金、1目国庫補助金、本年度予算額808万1,000円、前年度比較1,333万8,000円の減額は簡易水道等施設整備事業費の減によるもので、4項他会計補助金、1目他会計補助金、本年度予算額191万9,000円、前年度比較103万8,000円の増額は起債対象外の簡易水道等施設整備事業の単独費の増によるものです。

以上で水道事業会計予算の内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。

158ページから161ページ、163ページ、歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方はご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

続きまして、157ページ、162ページ、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 討論なしと認めます。

これより議案第17号について採決いたします。

お諮りします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号 令和4年度上砂川町水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

この際ですので、全体を通して何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

◎閉会の宣告

○委員長（笹木笑子） 以上をもちまして本予算特別委員会に付託になりました議案の審査が全て終了いたしました。

全議案が原案のとおり可決すべきものと決定されましたので、その旨本会議において報告いたします。

これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

委員各位のご協力を心から感謝申し上げ、終了といたします。

大変お疲れさまでした。

（閉会 午後 2時03分）